

昭和五十九年五月二十七日郷土研究会資料

第七十七回研究発表

# 徳川家康と越谷

主催 越谷市郷土研究会  
理事 山崎善司

目

次

始めに

徳川家康関東入府

伊奈備前守忠次

伊奈家系図略

代官頭忠次

検地の農政

治水

伊奈流治水

江戸通

家康将軍職を譲る

御殿の設置

大川戸陣屋

越ヶ谷御殿跡地

御殿・陣屋

御殿の設置

越ヶ谷御殿跡地

秀忠と越谷御殿

1	1	1	1	1	9	7	7	6	5	5	4	4	3	3	3	2	2	2	1
5	4	2																	

資料

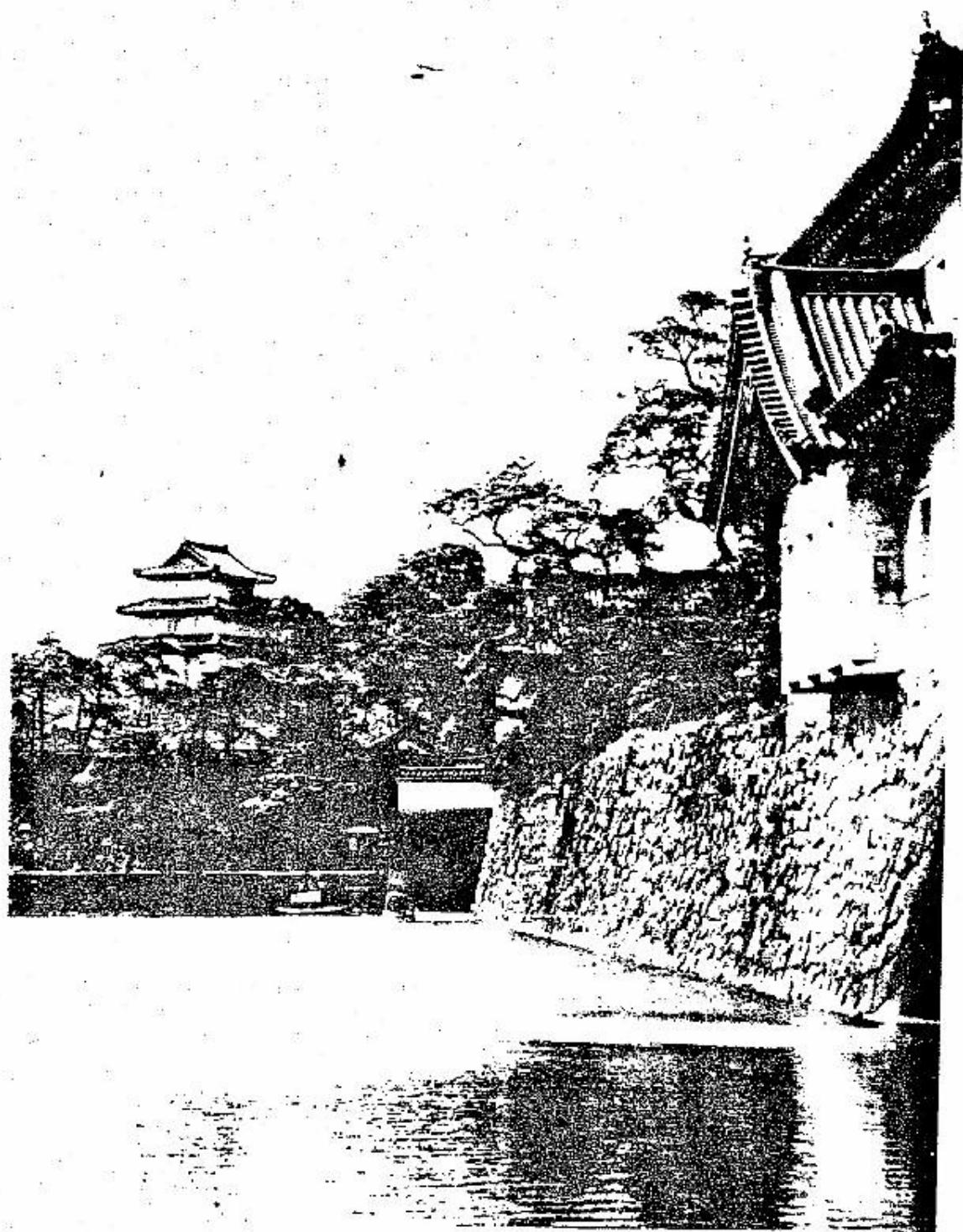
越ヶ谷瓜の蔓  
新編武藏風土起稿日本城郭全集  
旧記

越谷市の史蹟と伝説

終りに  
参考資料

以上

4	4	3	3	3	2	1
8	7	8	5	0	3	7



右より 桜田二重橋、桔梗門、富士見橋

## 江 戸 城

## 始めに

「徳川家康と越谷」との題名に対しましては、越谷市史・越谷歴史物語・越谷歴史散歩等に書かれていて、今更！と申す向もある事と思います。

然し乍ら、各所にある断片的、部分的なものを一ヶ所に集めて配列を変えて見ると、又趣の異つた感覚で歴史を見直す事が出来又、新しい発見と疑問が出て来て歴史えの興味が湧いて来るものです。現在残っている歴史的痕跡も開発の波に消滅しつゝある時に、此の様な試も又良いのではないでせうか。先覺諸師の記録や執筆を今一度繰り見て見度いと思ひます。

徳川家康の越ヶ谷との関係資料は大変少く、十指程度と伝承が少々残つてゐるのみですが、広い目で記録や資料を継ぎ合せて、少しく推測を混えて、当時の時代背景のもとに浮び上がさせて見ますと、其の全貌が見えて来るのであります。

資料として使いましたものに

「越ヶ谷瓜の蔓」「旧記」「会田家系図」「寛永諸家譜」「寛政重修諸家譜」「新編武藏風土記稿」「越谷の歴史と伝説」「越谷市市史」そして本間先生著「関東郡代」を使わせて頂きました。

NHK大河ドラマ「徳川家康」が昨年末終りましたがさて、「越谷に当時家康が来たのか」と言う事になりますと、首を傾けるの方が多い事と思います。私も郷土研究会に入り始めの頃は、同様に半信半疑でした、先輩達

の研究・古い記録の古文書を見・実際に足で確かめるに従い、自分なりに確信が持てる様になりました。

幸な事に越谷市増林地区には“権現の井戸”“駒止めの横”“御殿境内の石杭”等の伝承、大相模地区では、“旧記”大聖寺には“家康お泊時の寝巻”・拝領の御太刀”“東照宮”等と伝承、大沢地区には、“越ヶ谷瓜の蔓”があり、越ヶ谷御殿町には、“元御殿”“御殿町”的地名が残り、“御殿通り”“御殿表通り御門見通し”“御殿下通り道”“御殿耕地”・“御殿下向耕地”等の伝承にある道や地形も残り、御殿番を勤めた小杉藤左衛門尉景房の墓も発見された。

御殿地の前身は会田出羽屋敷、その前身は古志賀谷氏の館跡、杉浦家は大川戸陣屋跡に居住し、その前身は、大河戸太郎の館跡であつたと言う伝承がある。

我々の郷土には、日本の歴史がある如く、其れ以前は又其の以前はと歴史を逆上つて辿る事で次第に我々の祖先の足跡を見出す事が出来るが是等を発見出来た時の喜びは何よりであると同時に、先人の痕跡を失わない様に大切にして、次の時代に残し伝える事が現代の我々に課せられた責務では無いだろうか。

越谷市は昨年十一月「文化都市宣言」をした。現存の文化的水準の向上もより大事で又急務ではあるでしょうが、一度失つたら二度と帰らない先人の遺跡は寄り大事にすべきです。私も市民の一人として、ほんの一部ではありますが、文化遺産を継承し次の代に伝える事のお手伝が出来たらと願う者であります。

## 徳川家康と越ヶ谷

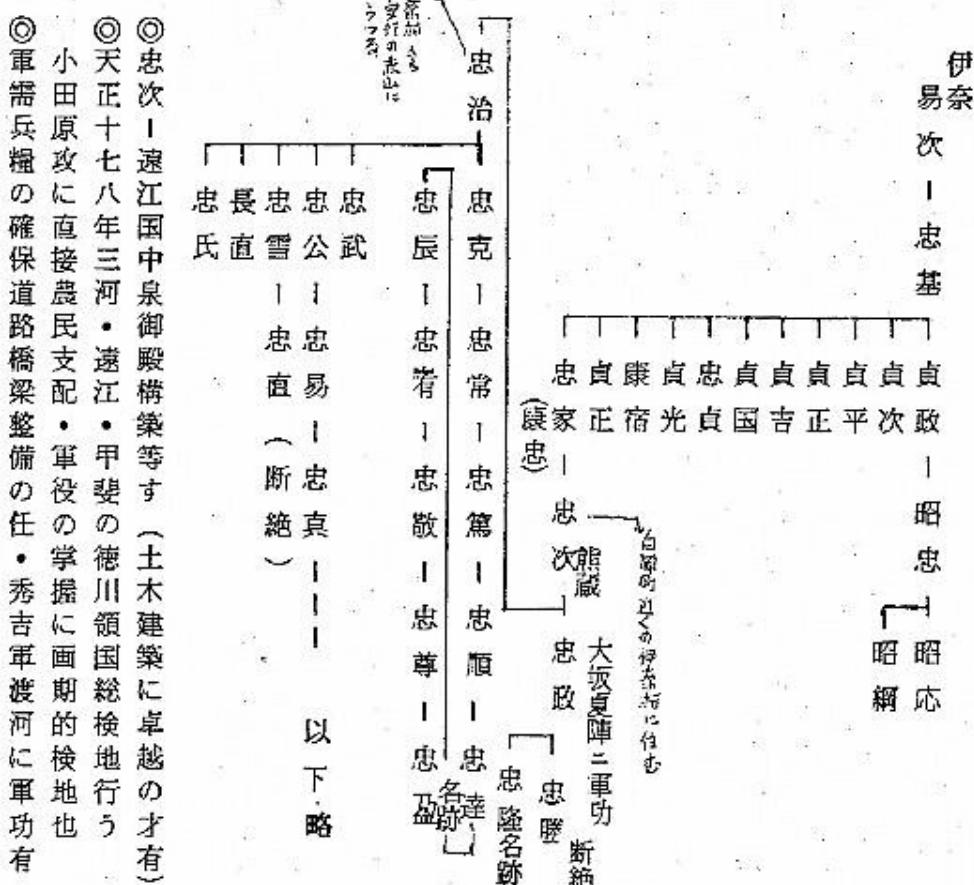
伊奈家系図(略)

伊奈備前守忠次

徳川家康の関東入府  
家康が関東へ入府したのは、秀吉の小田原攻めの先陣  
の功により小田原北条氏の旧領を授かつたからである。  
天文十八年八月一日家康は江戸城に入り、関東の支配者  
となつた。この時を“御入国の時”と言う。

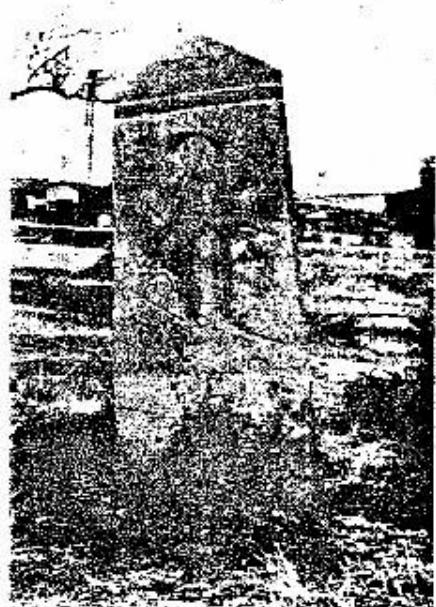
家康は江戸城に人府すると、先ず江戸城修築、徳川譜  
代家臣団の割付・城下の町割をした、郷里の三河の国よ  
り多くの職人・商人等を配置して江戸の町造りをすると  
同時に、領国即ち、伊豆・相模・武藏・下総・上総・上  
野の六ヶ国の一円二四二万石を神原康政を總奉行  
として伊奈・青山・内藤を配して家臣団の所領配置を行  
つた。そして江戸を洪水から守る為の治水を手始めに、  
関東一円の治安・旧勢力の破壊と懷柔によつての民政の  
安定等徳川態勢の確立に力を注いた。

特に治水には早くから着手し、文禄三年には利根川の  
流路を変え・荒川を入間川に合流させる等大事業を次々  
と行つて、利根川・荒川の乱流河沼地帯を治水する事で  
整理し、干し上げた後用水を導入して、武藏の底湿地地  
帯を一大穀倉地帯と化す計画の立役者が伊奈備前守忠次  
である。伊奈忠次は、関東代官頭・関東総奉行として徳  
川家の御蔵米の管理・總檢地の指揮・治水道路の土木工  
事の總監督・道路開所宿駅の管理・治安・城預り等々徳  
川家の一際の仕事を担当した。その内最大の功績は、新  
田の開発であつた。

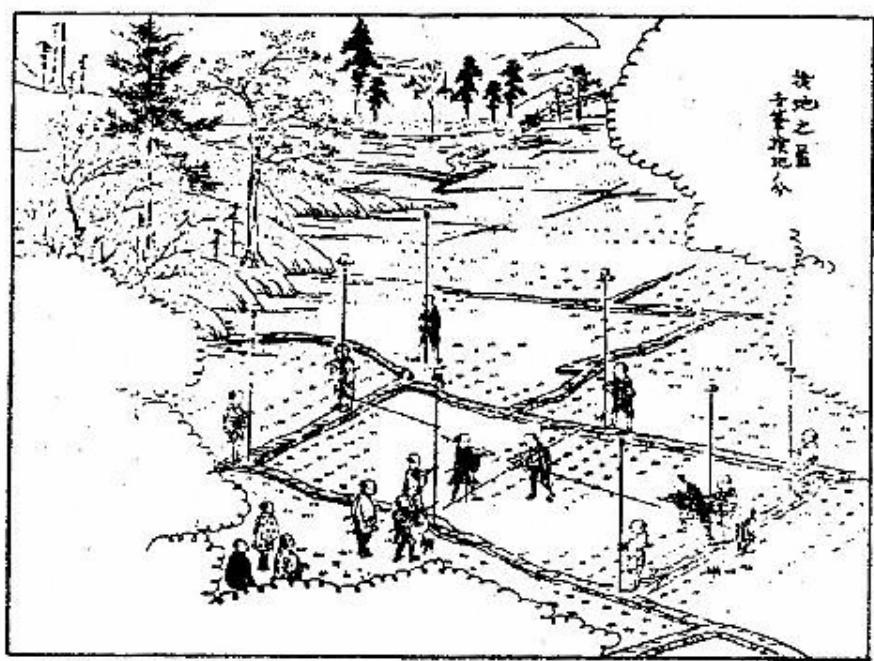




鶴御城の図(舊鶴城史から)



建長元年(1259)坂神(越後守)所立



検地の図(徳川幕府某治要略)

## 代官頭

伊奈熊藏忠次は、徳川家康の関東入府以来、領国支配に卓越な技能を發揮し、家臣団の知行差添状は、忠次等の署名に依り行なわれた。之等領国配置の後、徳川家への歳入は一二〇万石、所領の約五〇%外に京都在住中の賄方として秀吉より与えられた一〇万石計一三〇万石の歳入を有した。之等の代官頭として、伊奈熊藏忠次・大久保十兵衛長安・彦坂小刑部元正・長谷川七左衛門長綱をして統治させた。その内忠次が筆頭代官頭となつた。

忠次は、北条氏旧臣達の反乱等に対処する軍事上の目的を兼ねて、武州小室・東大宮土屋・比企川島村大屋敷に陣屋を設け、利根・荒川・入間の穀倉地帯に、支配地の民政・軍政の拠点とした。

家康は、江戸防衛の一環として渡良瀬川・太日川（後の江戸川）等に懸る橋や渡船場の勝手を禁止し房川・市川・松戸等に關所を設け外敵の侵入に備えて、伊奈忠次をして守らせた。

## 検地

天正十八年七月小田原落城で天下平定を遂げた秀吉は全国に検地の施行を命じた。太閤検地である。六尺三寸角で一坪の単位であつた。之までは領主単位に軍役・夫役・年貢を賦課していたものを、実際の耕作農民を土地の所持者とみなし、直接負担者に位置付ける方法が取られた為、今まで寺社や土豪等によつて所有されていた土

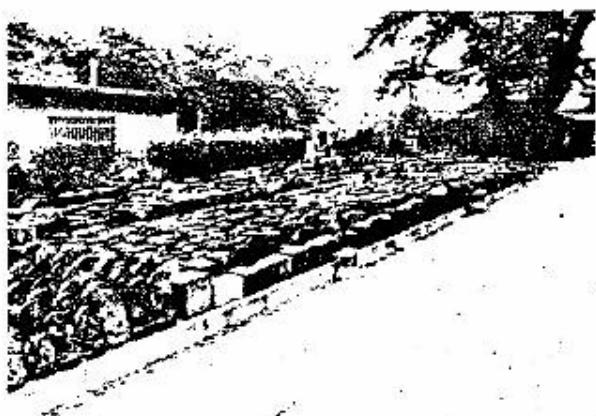
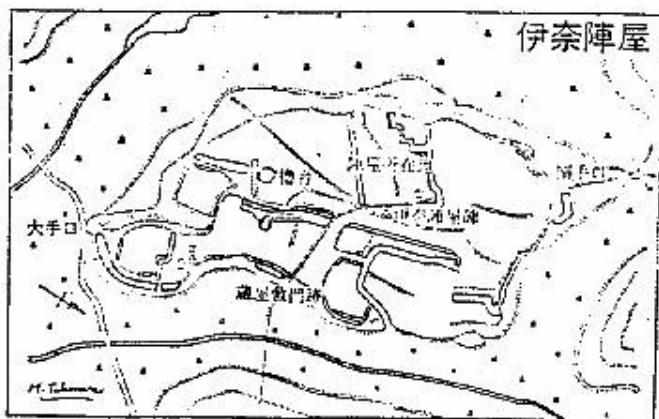
地は、実際の耕作農民の所有に帰し、改めて検地帳（土地台帳）に登録された。この為在地土豪は、刀を捨て、農民となるか、土地を捨て、武士となるかの選択を強られる事となつた。武士は所領を安堵された大名・小名等の家臣となつて禄を頂戴する（給料取）か、直接耕作者となつて検地を受けて年貢を納入する事で百姓身分となるかと言う事である。この他に寺社や土豪の内、在地役職者となれば、隙地を受ける事が出来た。天正十八年より秀吉が没する年の慶長三年（一五九八）まで太閤検地と称して兵農分離政策が取られた。

徳川家康も、秀吉の意に沿い領国の検地を実施、伊奈忠次が之に当つた。徳川初期の検地特に天正十九年の検地が多く見られる事から、徳川領國は之の年一斉に検地が行なはれ、天正十九年十一月の日付で家康により、寺社に寄進状が発せられている。

## 忠次の農政

支配者の財政は、農民の納める年貢によつて支えられた。この年貢を充分に徵収するには、土地の所有権を明確にして、これまで寺社や土豪が支配していた土地と農民を、それ等から分離して、領主が直接掌握して年貢や夫役を課す社会体制となるわけで、中世と近世の区分である。

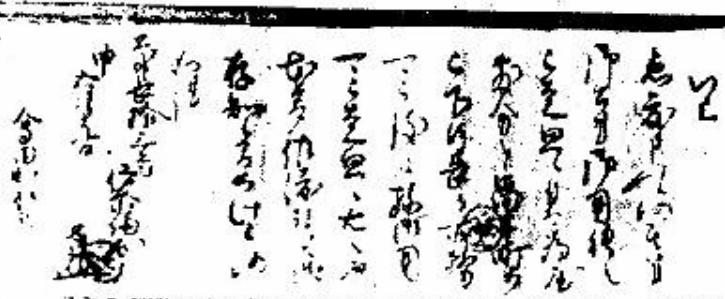
既存の農地の他に新田開発により得た年貢は、領主の増収となるので、忠次は盛んに新田開発を奨励した。武蔵国東部の沖積地域は、利根川始め荒川・太日川・



無縫仏群（越・谷天藏寺）



関東取締出扱人の旗印



会用出羽に与えられたは余団前守忠次による畠一町歩押領の者添書

綾瀬川等の大河が集流し、度々洪水に見舞われ、その流域には未開の沼沢地帯が広がっていた。之等の原野や荒廃地や自然堤防の後背にある広大な沼沢湿地帯の開発には、土地の事情に明るい古くからの有力土豪や寺社の力を借りなければ不可能な為に、之等に新田を開発すればその新田を与えると書状を発し、申出た者には新田開発の許可を与えていた。

伊奈家は之等新田開発の他、在地土豪に屋敷地を与えたり、家臣に取立てたり、又伊奈家が媒介して土豪の懐柔策を取り、越谷会田出羽資清の子庄七郎は家康の小姓衆に登用され、又慶長十三年五月に、家康の御用を能々走り回つた御臺美として屋敷地畠一町歩を与えると、忠次<sup>シロ</sup>の差添書が発せられている。

治水  
文禄三年、武州<sup>ムシマツ</sup>丹波<sup>タヌミ</sup>侯で三派に分流していた利根川の内二派を締切つて浅間川筋に流路を整理、さらに葛飾郡八甫から東方に新流路を開き、太日川筋に導流させ、利根川第一次東遷事業を行つたが、(忍城主松平忠吉の家臣小笠原三郎左衛門吉次施行)利根川と渡良瀬川とが同時に流水した為、庄内領は河川の絶えざる氾濫で村落は水没し、耕地は全く荒廃してしまつた。(明治八年の書き上げによると)正保期(一六四八)から庄内領の開発が始まっているが、これは寛永十八年(一六四〇)江戸川の開通によつて、河川の氾濫が治つたので開発が進み庄内領の村々が再建され、正保期の村落成立となつたのである。(江戸川の河床は上流渡良瀬川・中流庄内川・

下流太日川と称し旧渡良瀬川の河床を利用した)  
然しながら江戸川が開かれても度々の水害は止まず農民の苦しみわ続いたので、その後度々の河川改修が行なわれ利根川の流路を東の銚子に、荒川を入間川に流路を変えた為に、其の中間地域は水が枯れて、広大な未利用土地が現われて来た。然しその反面、渴水の為の水不足の弊害も現れ、備前堀・葛西用水・見沼用水等の用水や溜井を造り用水路を次々と完備した。

之等の大土木工事は、江戸を水害から守る為に計られた事ではあるが、又荒川・利根川・渡良瀬川流域の広大な沼沢湿地帯が未開発のまゝ耕作好適地と成り、以後新しい村々が誕生した。

### 伊奈流治水

伊奈家の河川修治の技法は「伊奈流」又は「関東流」として知られているが、自然に逆らわぬ方法である。普段程度の洪水には、自然堤防の外側に人工的堤防を部分的に必要な箇所のみ築堤して防ぎ、大洪水の場合には、堤防を越水させて、その岸辺に設けた遊水池に流れを滞留させた。堤防は原則的に強固なものではなく低い堤であつた。遊水池の外側に堤があり、これを中土堤と称されて控え堤であり、この堤で水を防ぎ、控え堤に沿つて自然堤防上に集落や道路があるので、多小の洪水では人家や畠には被害が無いのが実状であつた。  
然しながら、水に逆らわぬ「関東流」では広大な溜井や遊水池が造られ、耕作に適さぬ流作地が多い為、享保年間となると「紀州流」の治水が採用されて、堅固な人

工堤防が築かれ多くの遊水池が耕地に開発された。この為に一度び堤防が破壊されると、堤防のかたわらまで拡大された人家や耕地は、洪水の直撃を受け、多少の洪水にも、しばしば大きな被害を受ける事が多かつた。

伊奈流治水の技法で伊奈備前守忠次は治水と用排水の水路造りに力を注ぎ、農地の安定と新田の開発を図つたので、民心を徳川の威勢に服させると共に年貢の増大に功頭して、徳川家財政基盤を作つた。

### 交 通

関東入国した徳川家康は、領国の統治や軍事動員に備えて、江戸を中心とした諸街道を整備した。これ等往還道の管理者も代官伊奈忠次であつた。

伝馬制の施行の始めは、「新編武藏風土記稿」によると、天正十八年中仙道筋武州大宮村の百姓四十二人が、伊奈忠次の命により人馬継立の役を請け負わされている。又、奥州道並びに水戸街道佐倉・下妻道筋の千住大橋の架設は文禄二年（一五九三）に、千住宿の取立は、慶長二年（一五九七）から人馬継立場に指定されたと言う。伝馬制の本格的制度としての始めである。

### 新道の開発整備 「新編武藏風土記稿」 武藏国谷古宇

領草加宿の由来に、奥州道筋大原から舍人領のお茶屋御殿に至る道は、慶長年中伊奈忠次の命により、谷古宇領篠葉村の豪士大川団書が家康お成りの道として造成したと伝える。当時沼沢地であつたこの地に、柳の枝を刈り沼沢地に埋め込みその上に茅を束ねて敷きつめて道を造

つたという。放鷹中の家康を見て、草も大切な用を成すものと感心して、以来当地を「草加」と名付ける様達したという。新道開発である。

江戸を中心とした諸街道や伝馬継立中継所として本格的に整備されたのは、徳川氏が覇権を確立した「関ヶ原の合戦」以後の慶長六年一月東海道筋宿々に出された、伊奈備前守他五名署名による「伝馬定書」による。指定された宿駅は、「一日駅馬三十疋、人足三十人」馬一疋あたりの地子免の事。一駄の荷は三十貫目までとする等が定められている。

翌七年には、中仙道筋の主な宿駅に伝馬の朱印状が交付され、中仙道にも伝馬制が敷かれた事が解る。奥州道については、朱印状や伝馬定書が発見されてないが、宇都宮町に対し、慶長七年一月に地子免許状が発せられているので、同時に伝馬制が敷かれたものと思われる。道中に關する事柄を掌つたのは、幕府職制が十分整備されない段階での慶長・寛永年間（一六二四～四三）にかけては、関東総奉行や関東代官頭であつた。次の段階には年寄衆が道中奉行を司つた。宿駅制度の基礎を築いたのは伊奈忠次を中心とした関東代官頭や関東総奉行であつた。

### 江戸幕府

慶長五年関ヶ原の合戦の勝利により、豈臣大名に対し処分が行なわれ、改易や転封が嚴に行われ其の後に徳川一門普代の上層大名四十家を全国各地に独立大名として

封じ全国制覇の基礎が確立した。

慶長八年（一六〇三）江戸に幕府を開くと、独立大名として新所領に配置された井伊直政・本多忠勝・榎原康政等を除き、関東に止まつた諸代の家臣団により創草期の將軍政治が執行され伊奈忠次もその一人であつた。

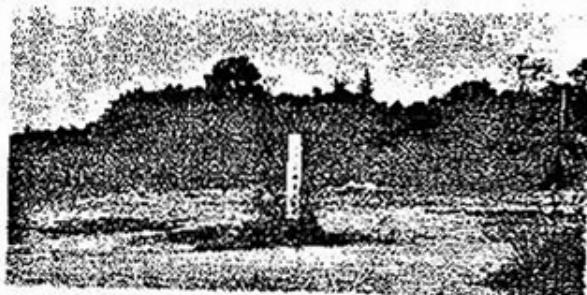
### 家康將軍職を譲る

慶長十年四月（一六〇五）家康は將軍職を秀忠に譲り駿府に退いたが、大御所として政治の実権を掌握した。即ち將軍政治と大御所政治に分離したのである。

大御所政治は諸大名の統治に当たり、將軍政治は関東に渡つた本多正信・大久保忠麟・酒井忠世・青山忠成・内藤清成等が之に当り、大御所政治は、本多正純・成瀬正成・安藤直次・松平正綱・伊奈忠次・大久保長安・彦坂元正其れに金寺院崇伝や天海僧上・林羅山等の学者・茶屋四郎等の豪商等、家康を取巻く側近勢力によつて運営された。

これを契機に家康の分身として関東直轄領の統治に当つた、関東代官頭の職能は、本多正信等に代表される將軍政治に受け継がれ、家康と共にやがて消滅する運命となつた。

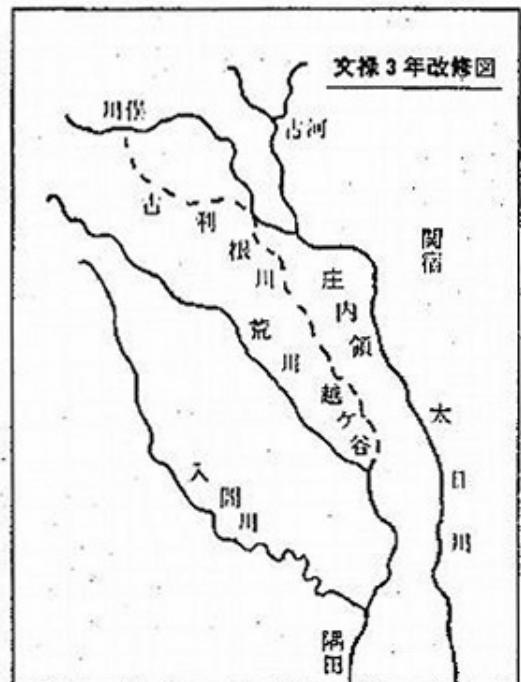
之により伊奈忠次独自の書判により発せられた手形も以後は、伊奈備前差添書と変り、將軍の老職本多正信御存知の旨の断り書が記されている。



伊奈村小室神社跡



伊奈村大手口跡



## 御殿の設置

徳川家康が関東に封ぜられた時、関八州の内、安房に里見氏・上野に佐野氏・常陸に佐竹・下野に那須と宇都宮氏が割拠していた。新領国の防衛体制を固めると共に周辺諸大名の動勢を探知すると共に関東の地形を熟知する為、鷹狩と称して各地を巡察し、在地土豪層の掌握と家臣団の統制そして領内民心の把握が重要であった。

家康は始めは、巡察の途次に利用する休泊所には岩槻・川越・忍等家臣を配置した城郭を利用したが、その他の巡回先では、在地の寺社や有力者の邸宅が使用された然し家康の地方巡察が度重なるに従い、特定の休息所や宿泊所が所々に設置され、これを「御殿」「御茶屋」などと呼ぶ様になつた。

家康が江戸入府直後、品川宿と六郷八幡町に先ず御殿を設けたと言うが、資料的には明確ではない。確實なものは文禄二年（一五九三）鴻巣宿、同四年大磯宿等に設置したもののが早い例である。「新編武藏・相模風土記稿」に記載されている元御殿を含めた御殿の総数は、三ヶ所・御茶屋が一〇ヶ所・これに類するもの十五ヶ所之等御殿・御茶屋は寛永年間以降次々に廃止されて、正保改定図（一六四四～四八）によれば、御殿一〇ヶ所・御茶屋及びこれに類するもの十五ヶ所と急激に減じている。その理由は当所軍事的機能並びに行政監察であつたが、幕府体制の確立と共に、その意味を失ひ、將軍やその家族の行楽遊興の為の別荘的な性格物と成つた為である。

## 御殿の規模

江戸の玄関口である綾瀬川に面した小菅御殿は「新編武藏風土記稿」によると、当初小菅御園地と称し構内一〇万余坪、各種の建物が建ち並び景観は城郭に比肩される壯大さがあつたと言う。

中原街道の小杉御殿は、三万坪、表御門・裏御門には下馬札が立ち、構内には御馬屋敷・御蔵・御賄屋敷・御殿屋敷があつたと言う。

千葉街道の船橋御殿は六〇〇〇余坪。

下総東金街道筋の東金御殿は九〇〇〇坪  
中仙道筋の蕨御殿は六〇〇〇余坪

この他東海道筋に高輪御殿・品川御殿・大磯御殿・八幡御殿・中仙道筋で浦和御殿・鴻巣御殿・奥州道筋で千住御殿・越ヶ谷御殿・甲州道筋で府中御殿・青梅道筋で高円寺御殿が數えられる。

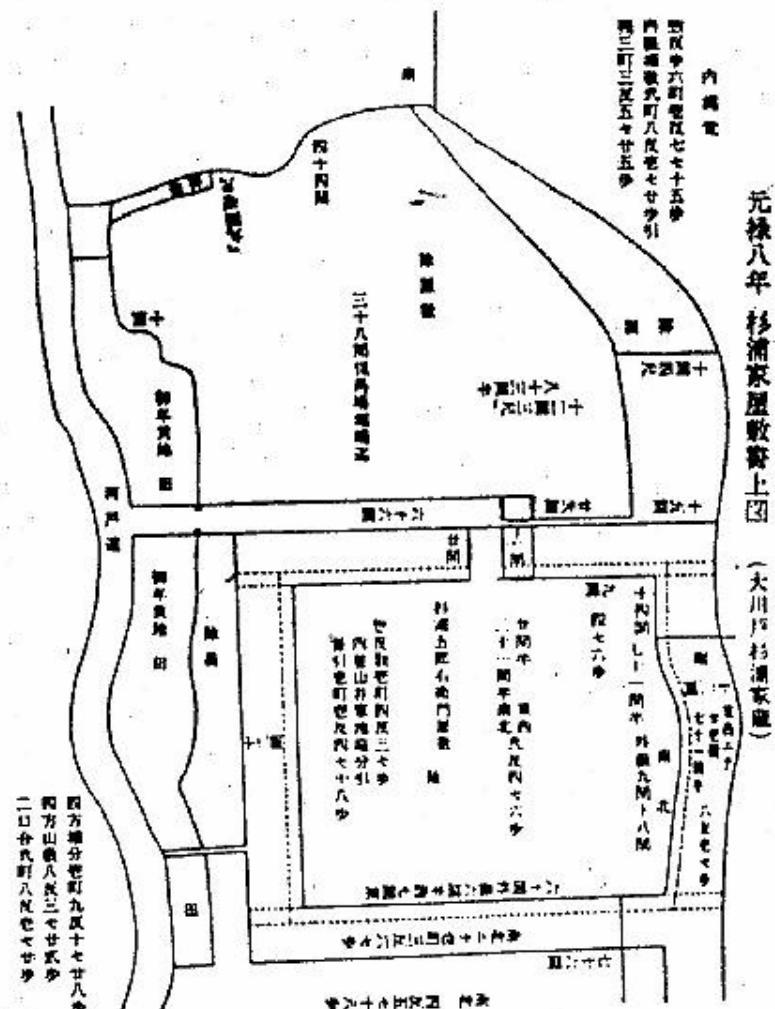
## 大川陣屋御殿

慶長五年（一六〇〇）七月家康に抗した会津の上杉氏を討伐する為、家康自ら出陣、江戸を発し、川口・鳩ヶ谷・大門・岩槻を通り野州小山に到り陣す。大坂方豊臣の頭目石田三成、之に和して挙兵、京都二条城を落したこの報を受けた家康は急拠雨中を江戸に引返したが其の途中栗橋の舟橋が大水の為流失したので、順路変更して渡良瀬川沿の乙女河岸より舟で古利根川に入り、下つて葛西に向う途中、大川戸に立寄つて休息した。

家康は、この地形状況を以て、陣屋御殿の構築

を関東代官頭伊奈備前守忠次に命じ、自ら筆を取つて陣屋の間数等を記した坪割書を手渡した。(杉浦家由緒書) 今も杉浦家にこの坪割書が現存している。

元禄八年幕府総検地の際の杉浦家差出の屋敷絵図控によると、内縄覚に惣反歩、六町壹反七畝十五歩、と記されている。



大川戸陣屋御殿の構内絵図



大川戸の杉浦家

この坪割書にもとづき、家臣の杉浦五郎左衛門定政をして、延一万人もの人夫を動員して短期間に構築したと言われる。この様にして出来た大川戸陣屋は、関ヶ原の合戦に備えての後背の敵会津・佐竹への備えで、江戸防衛の戦略拠点として急拠構築されたが、関ヶ原の勝利により必要性が薄れた為、その後一度も使用されずに、後代になり杉浦家に頼り下げる正被っている。



慶長5年の家臣直軍の坪割書

覚

式拾五間 つぼの内 五間 とほり道  
拾間 家 拾五間 といしきい  
式拾拾間 つぼねとあやいた  
式拾間 家

### 越ヶ谷御殿

慶長九年（一六〇四）將軍家康は、埼玉郡増林村の御茶屋御殿を越ヶ谷の東裏耕地（現御殿町）に移した。増林村の御茶屋御殿に付いてはその設立も場所も確証がなく元荒川古川沿いに「城ノ上」と言う地名があるが、そこであるとの説もあるが確証がないままの處、越ヶ谷に伝わる「旧記」と言う記録に

一古代ニ無跡形申伝有之間數筈、往古は度々此辺江被為有御成、新方領増林村ニ御茶屋御殿有之由、又越ヶ谷裏江右御殿引移シ之儀共会田出羽殿系譜由緒之書物ニ委細相見江候得ば、御鷹野橋之儀相違無之儀と相聞江、右古例を以仮橋當時ニ至迄為仕来候由申候、且又増林村御殿跡と申候は當時右村林泉寺境内ニ正觀音建置候場所御殿跡と申石抗ニ記有之由、右村役人榎本氏与承り伝置候。

以上の如くその所在も由来も書上げ、尚又越谷郷土研究会にても右“御殿境内”と記した石抗を林泉寺観音堂前に建て有るを確認したので、史実が正しい事を証明出来ました。

増林村林泉寺境内には、家康度々御成の筋馬を継いだと言い伝えのある“駒止の樁”が美事な大木となつており、又家康御成りの時の御茶を汲んだと言われる“権現の井戸”がある。近年まで清い水が涌出ていたが、今はその石棹のみ残っている。

越ヶ谷御殿については、「徳川実記」に、「慶長九年是年、埼玉郡増林村の御離館を越ヶ谷駅に移され、浜野

藤右衛門某に勧番を仰付らる」とあり。「越ヶ谷瓜の蔓

」によると、一、御主殿跡見捨地四畝六歩（二十六歩？）

）右御守殿ハ前々増林村に有之、慶長九年辰年与越谷村江引ヶ申候而御初代様、御二代様、御三代様迄ハ御成有之候、御三代様御他界之後明暦三百零八年江戸大火事ニ而御城御焼失之節御仮殿ニ引ケ申候。

一、今野地百姓小杉藤左衛門先祖之儀、小杉藤左衛門尉

景房と相名乗、天正以後落去之者、出羽・八右衛門等と申合三度御検地請、慶長年中増林与御主殿引、越谷へ造

立致候節ハ浜野藤藏と二人ニ而御殿番相勧、袋町ニ而除地ニ罷在候家柄之者ニ御座候。越ヶ谷会田出羽家系図によると

二代

資久 会田出羽

天正十八年庚寅年相州小田原北条家為太閤秀吉公滅亡

同八月、東照宮関東御入国之時度々越谷辺被為成之刻資久初奉拝謁、其後新方領増林村之内御茶屋御殿有之處、越谷御屬御成之節出羽屋敷御林等被遊御上覽場

所宣候付地面可差上旨被仰付、則奉指上、御殿并御賄

屋敷共出羽所持地之内被遊御建度々、入御之節出羽并妻、御自見被下仰付奉蒙御懇之御上意、其上、御馬駿鑑鑑之御小旗御紋附御團扇、東照宮御筆鶴之御絵於

御前被下之、台徳院殿度々被為成時出羽夫婦ニ御目見

被下仰付奉蒙御上意、然處宇都宮御座之節御忍道御案

内仕被下仰付御供仕、其筋森川七大夫・会田出羽・久

世三四郎一所御用相勤、彼是為御臺美畠吉町歩被下置伊奈備前守書判御印形之通被相添被下之、元和五巳未

十月十六日卒号歎喜院殿祐与道光居士。

### 三 代 資 重 会田七郎右衛門

台徳院殿、大献院殿度々越谷江御成之節、七郎右衛門并妻ニ御目見被下仰付奉蒙御懇御上意、大献院殿御筆三番叟之御絵被下之、正保元甲申七月二十七日卒号深興院殿澄与道幽居士。

### ※「寛政重修諸家譜」

○資 勝 庄七郎

東照宮に仕へ奉る。今の呈譜、資久が長男を七郎右衛門資重とし、台徳院殿越谷に被成らせ給の時、御目見奉り、正保元年八月二十七日卒、法名道幽と号二男を庄七郎資勝とし台徳院殿越谷御殿に渡御の時召されて御小姓となり、後故有りて本多伊勢守忠利に召預けらるという。家伝略委しといえ共、寛永系図に異にして外証も無により、猥に参考にして之を補いがたし、依りていさか此処に載す。

以上「徳川実記」「越谷瓜の蔓」「旧記」「会田出羽家系図」「寛政重修諸家譜」等にある越谷御殿に關係ある記述を列挙して参考にしたが、増林村林泉寺に伝わる伝承は事実であったと言う事が言える。

越谷御殿は、元荒川の自然堤防上に位置し、地続に後北条氏の城砦に利用されたと言う淨土宗天嶽寺や郷社久伊豆神社を控え、地形上からも當時越ヶ谷の中心であり越ヶ谷一円を所持したと言う会田出羽の本拠で然も奥州道の要衝に当る故に、増林より越ヶ谷に御殿を移した事は、民政上当然の事と思われる。

## 越谷御殿跡地

越谷御殿が有つた事に付いては、異議の無い事ですが、  
さて「御殿跡見捨地」四畝二十六歩に付いては、明確には確定出来ないのが現状である。河川の中ではよく見られる

「右御守殿ハ前々増林村ニ有之、慶長九年与越谷村江引ケ申候、中略、明暦三酉年江戸大火の禍御城御焼失之節御仮殿と引ケ申候」と有り、その跡地に木を植え林と成之を権現林と唱えたとなつてゐる。

旧日光街道筋町並に、御殿番浜野藤右衛門屋敷跡がある。この南側横丁が「御殿地表通り御門見通し」とある御門へ通する通りであり、浜野屋敷の北側で今は露路となつてしまつた細い通路が、「御殿下道」である。又袋町入白より左に入ると「御殿通り」「会田出羽屋敷道通也」といわれる。

元会田出羽屋敷は御殿や踏屋敷を造営して差出した所で、北の方と思われる所に、「馬洗場と申候ハ、元荒川ハ石疊ニ而下り申候、会田出羽騎馬掘洗之跡也」とあり元荒川に下りた所に石疊があつて会田出羽の馬洗場であつた所があつた。大正十三年の河川改修に際し大きな石が六ヶ堀出されたと言うので之の石であろうか、その場所は今川の中央近くとなつてゐる。

又「頭塚、是ハ会田出羽手前仕置候者埋申候場所之由又はちよほり山ニ而頭ニ似候ニ付名付申候よし」とあるは、会田出羽が罪人を処刑してその死骸を埋めた所と言ふ、「四社権現」という有り「出羽陣屋の内之鎮守也」

とあるが、今御殿稻荷というは河川改修の時大石の出た手前の旧土堤の中に有つたものを今的新堤の端に移して祭つたと言うのが「四社権現」であつたかと思われる。

又、御殿地の南側に「円蔵院跡」がある。「袋町円蔵院之儀、会田出羽祈願所ニ而除地も頂戴罷在候、照蓮院門徒ニハ候ヘ共滅齋無之、祈願乃已ニ而取続申候」とあり円蔵院も御殿敷地の中に含まれていた事と思われる。御殿通りより円蔵院までの間には、御殿耕地と言う広い土地があり往時には林地であつたが、越ヶ谷宿の度々の大火の都度、壁土として復興の為に使ひ尽され田となつてしまい、又近年区画して住宅地と化した地域である。以上御殿跡地と思われる区域内に残存する痕跡をたどり見ると、その規模は約一万二千坪と推定出来るが、前述の如く、御守殿跡見捨地のあつた地番は今の所明確には出来ない。



鷹狩に使用される鷹(ハイタカ) (宮内省官(放題))

天正十八年八月一日家康関東に入国して以来、北条氏の残勢力の安定・民心の掌握に力を注いだが、その重要なものの一つに家康の巡察がある。

資料に残るものとして

- 天正十九年十一月二十三日記に駿御（家忠日記）今日岩付迄御鷹野へ越され候由、江戸より申来たり候
- 同二十五日、岩付へ右衛門入城候、川越へ御通り成さるる候由、申来たり候
- 同六年十一月九日、「当代記」「創業記」江戸より忍・河越へ内府公、鷹野として出御、同二十八日帰城
- 慶長八年此の年、征夷大将軍に任せられ、江戸に幕府を開く。
- 慶長八年十月十八日、伏見発駕、江戸還御の上、河越御放鷹
- 慶長九年（一六〇四）「越ヶ谷瓜の蔓」御入国未來、家康は度々越ヶ谷に来遊し、会田出羽資久夫妻に謁見を許したと云う。出羽屋敷・御林等を見て此の所宣敷き由、御殿に差出する様仰出され、直ちに増林村自御茶屋御殿を引、出羽屋敷の内へ建てて差出すという
- 慶長十年十一月十七日「当代記」内府家康公、鷹野とて、川越・忍江出御
- 同二十六日、内府忍より河越江、江戸城江還御
- 慶長十一年十一月二十一日「当代記」大御所、江戸より川越へ出御「柳營略譜」
- 同晦日、還御
- 慶長十年（一六〇五）四月、家康將軍職を秀忠に譲る以後將軍政治と大御所政治とに分れる。

○慶長十一年（一六〇六）「徳川実記」十二月二日「神君の密旨に依て台徳院公（秀忠）古河・下妻・佐竹筋巡視し給ふべき為に放鷹と称せられ、今日江戸へ還御見えず。依て其の夜の番士会田勝七某を掛川へ、落合長作道一を田中へ、岡部藤十郎某を沼津に召し上げられて糾察せらる」

- 同十二年十一月朔日、「当代記」大御所御鷹野として武藏国浦半（和）・川越・忍・所々え御出
- 慶長十五年二月四日の條に、「四年の先、中原の御旅館にて金の茶具盗みたる賊、此度撃らる、依て其の夜宿直の番士落合長作・岡部藤十郎・会田庄七資勝等皆罪許されて出仕す」
- 慶長十六年十月二十六日、「駿府記」大御所御放鷹として戸田に赴かせしめ給ふ
- 慶長十六年十一月十三日、「徳川実記」忍より川越に至り給ふ、將軍家（秀忠）鴻巣より出向いせしめ給ふ
- 慶長十七年四月二十一日「以下徳川実記」家康は忍に、秀忠は鴻巣にて放鷹している
- 慶長十七年十一月、鴻巣鷹狩の際、農民の直訴有り
- 慶長十八年九月二十八日、大御所越ヶ谷に狩し給ふ、二十九日、大御所江城に還御成る
- 慶長十八年十一月二十日、大御所には岩槻より越ヶ谷に渡せられる。本多上野介正純小山より参り迎え奉る
- 同二十一日、大御所御鷹狩有りて鶴三雁十六得給ふ二十四日、近郊の農民、大御所御狩の路に出て、訴状

をささげ、代官の私曲を訴ふ、御旅館に帰らせ給ひ、華燐の後、双方を召して、訴訟を聞き召さるる所、農民非拠たるにより首某六人禁獄せらる。大御所越ヶ谷に有りて御放虜あり、鶴十九得給ひ御氣色大かたならず、明日葛西に成らせ給ふべしと仰出さる。

同二十七日、越ヶ谷より葛西に成らせ御道にて、鶴六得給ふ、御旅館より御使ひもて、松平政宗へ鮭・枝柿山椒を給ふ。とあり家康は越ヶ谷において七日間に渡る狩を行つてゐる。

此處で注目されるのは、在地の農民が訴状をささげ代官の私曲を直接家康に訴えており、家康は越ヶ谷御殿で裁判を行つてゐる事である。

幕府の行政組織が整い、地方支配が完備し吏僚制度が行き渡ると、将軍並びに領主への直訴は、厳しい御法度として禁ぜられた。「佐倉宗五郎の例の如く一族獄門打首」

○慶長十八年十一月、忍の虜狩の時、代官深津八九郎、農民の直訴有りて職を免ぜらる。

慶長十九年十月、大坂冬の陣同十二月一日、一旦講和成立（外堀を埋る）

元和元年四月、講和破れ、再度攻防戦が展開、同五月、大坂城落城、豊臣氏滅亡

同八月、家康・秀忠は、大坂の役の戦後処理を終え、家康は駿府城に凱旋した。

○元和元年九月二十九日、駿府を発し江戸へ向う、家康各地を巡察する時、予め自筆の道中宿付を發している「日光東照宮藏、大御所割付書」九月二十九日清水

十月一日善徳寺三日三島、四日小田原、六日中原、十日藤沢十一日神奈川、十二日江戸着と宿泊所を記している。この後二十四日蕨、二十八日河越、十一月三日忍、十三日岩付、十四日越ヶ谷、二十三日葛西、二十五日江戸、二十八日小杉十二月二日中原、そして往路と同じに泊りを重ねて十五日駿府到着の予定であつた実際には予定通りではなく、この時も十月二十一日江戸出御、足立郡戸田、川越、忍、岩槻、越ヶ谷、葛西へと廻つたが、予定に無い千葉、東金、船橋と下総の諸地域を廻り、一ヶ月以上にわたる虜狩をしながら各地を巡遊した。越ヶ谷の巡遊は十一月十日から十五日の五日間であつた。

○元和元年十一月十日、「徳川実記」大御所岩瀬より越ヶ谷に至り給ひしが、御狩場水泛濫して放虜を得ざりしかば、御氣色良からず、其の地の代官勘定せらる大御所越ヶ谷より葛西に至らせ給ふ

「本光國師日記」

大御所様越ヶ谷にて御氣嫌悪敷御座候ツル由、將軍様も御気遣に思召候ツル、最早御氣嫌も直り候て御大慶之御事ニ候從將軍様見に被遣候助太夫と哉申入御改易之由候、名字ハ不存候、御廬場に亭外水を閑入、新開等仕候哉と相聞候、其の上先年御廬野之時、はかま・かたきぬて、右助太夫御目見え被仕、鳥見には似合候ハぬいでたちに、おしかり被成候、其の人又當年御鳥見に出候、其の御とがめ妥元に、此の御沙汰にて候、委細之様子ハ各より可被仰入候。とあり、御とがめに遭つた事が知れる。

「放鷹」宮内庁刊によると

此の時、家康に随行した一行は「乗輿の婦子三人、馬上の婢十八人、且蜂屋九郎左衛門が輕卒五十人扈従す」とあり、駕に乗つた側室三人、馬に乗つた女房十八人、蜂屋九郎左衛門の士卒五十人が家康に従つていたとあり、蜂華やかな巡遊であつた事が知れる。

家康の越ヶ谷放鷹は最後となつたであろう。翌元和二年（一六一六）四月、家康七十五歳の生涯を駿府城内で閉じた。

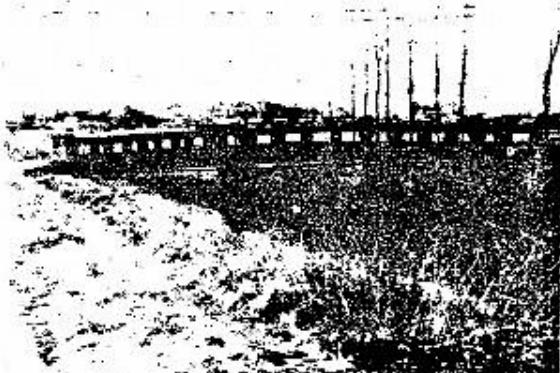


鷹狩に使用される瓦器(十ホタケ)

## 二代秀忠と越ヶ谷御殿 (2)

秀忠も放鷹に事寄せ、江戸近郷を巡遊した。

○元和三年十一月、「徳川実記」越ヶ谷・東金辺へ成らせられ放鷹の御遊有り



千間堀に架せられた現在の鷹匠橋

- 元和四年十月二十九日、「以下実記」越ヶ谷辺御鷹狩に成らせ給ひ、此れ依り連日御泊狩有りて士氣、東金辺迄被成らる。井上主計頃正就（マサモト）永野監物忠元・永井信濃守尚政・阿部備中守正次・青山大蔵少輔幸成等御供す、儒役林永喜信澄も同じ
- 同十一月六日御狩場へ金地院崇伝、使もて蜜柑一箱献じ御氣色を伺ふ、同十二日、東金辺御狩、はて、御帰城有、とあり約半月近く側近の重役を召し連れて越ヶ谷に逗留している。
- 元和六年十一月、忍の辺へ、御鷹狩にあらせられ、越ヶ谷に至らせ給ふ、井上正純・阿部正次・青山幸成・林信澄・今小路延寿院正純等お供す。

同十二月十一日帰城す

○元和七年十二月三日、東金の御狩場より越ヶ谷へ、還御なる

○元和九年、（一六二二三）將軍職を家光に譲り秀忠は大御所となる

○寛永二年（一六二五）十二月六日、越ヶ谷に来遊、大御所東金・越ヶ谷に御泊狩あり、仙台宰相政宗が狩場程近し、乃て井上大炊頑利勝依り政宗に奉書を贈り、心置なく狩すべしと命ず。又御かへさ医官今大路式越部大輔親清、越ヶ谷の御殿にて茶を奉る。所持の茶入を御賞味有て、「越ヶ谷」といふ銘を下さる

○寛永六年十一月、越ヶ谷野にお狩

○寛永七年十一月、越ヶ谷放鷹 「会田出羽家系図」

三代将軍家光、越ヶ谷に来遊越ヶ谷会田氏当主会田七右衛門資重に目通りを許し、家光自筆の三番叟の絵や御手道具を添えて猩々毛簾並びに障羽織が下賜された。○寛永十六年六月二十日「徳川実記」 越ヶ谷御殿所々に破損に付、山田喜左衛門正清・平野清左衛門長利に修理御奉行之如仰付らる

○慶安二年（一六四九）四月、「徳川実記」世子家綱

（当時九歳）日光社参に付、其の途次の休泊所に越ヶ谷御殿が利用されている、「慶安二年四月十二日、千寿をたたせ給ひ、越ヶ谷にて昼餉奉る、此館構造せし大番根岸長兵衛直利・中川市右衛門忠明に時服、大工に銀を下る。又帰路には、供奉の形装を上覧あるべしとて、越ヶ谷の橋に御輿を止められ、申後（四時過）同所の御殿館に着かせ給ふ」

### 越ヶ谷御殿の江戸城移転

明暦三年（一六五七）一月、振袖火事と称される江戸の大火により、江戸城も全焼した。幕府は、江戸城二の丸に越ヶ谷御殿を移して仮殿とする事を決め、時の老中阿部忠秋が越ヶ谷御殿の移転の奉行に任せられた。

「東京市史稿皇城編」に

明暦三年二月七日、腰谷御殿引取、二ノ御丸ニ建申ニ付、阿部備中守手伝被仰付之。とある

三月十三日、二の丸仮殿造営の奉行を、舟越伊予守永

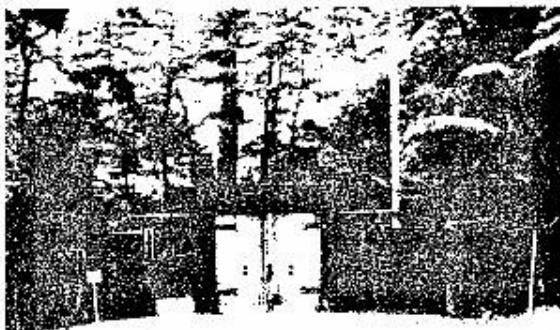
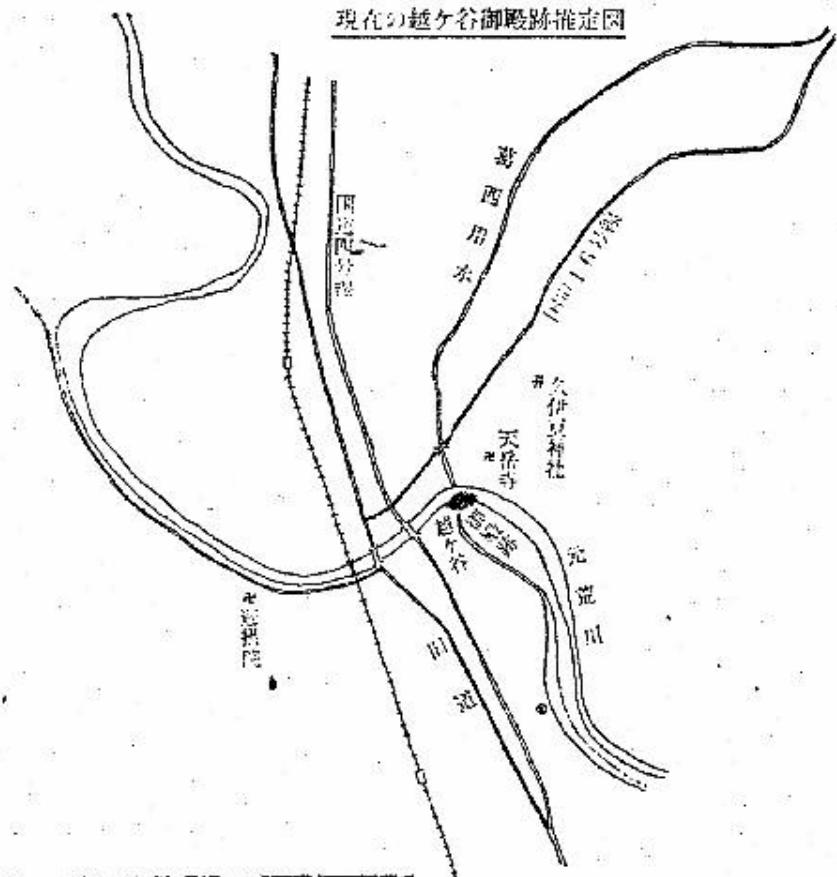
景・牧野織部正成常・八木但馬守守直に被仰付、酒井紀伊守忠吉に總督すべしと仰下さる。とあり、同年三月、江戸城内に運ばれた越ヶ谷御殿は、二の丸仮御殿

として、奉行酒井忠吉が總監督として築営された。此の二の丸築営工事は同年八月竣工し、万治二年（一六五九）本丸新造營迄、將軍の居所として用いられた

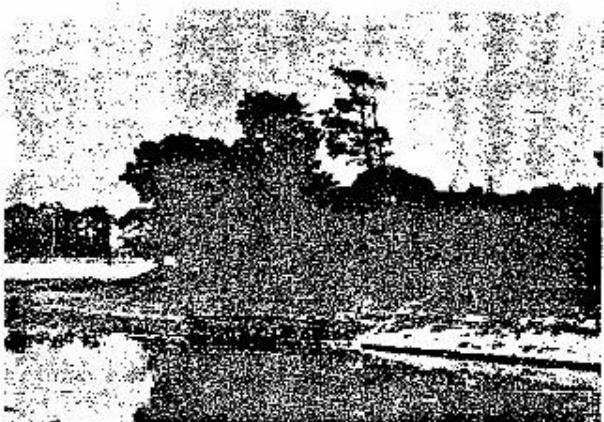
其の後万治十三年瓦葺屋根に葺替えられ、寛文四年（一六六四）二の丸の築山譜請がほどこされ、天和元年（一六八一）七月、神田殿が二の丸に移され、大修復がなされ、仮御殿として用いられた越ヶ谷御殿は、二十四年間で消滅した。

◎越ヶ谷御殿の跡地は、元禄八年の検地の際、御見捨地四畝二十六歩の御林跡が御殿地の由緒により除地として残され、他は開発されて年貢地とされた。「御守殿」「御殿下通り」「御殿表通り御門見通し」「御殿向耕地」等と御殿に因んだ地名や道路名を残し今日に伝承され、市旧跡に指定されている。

現在の越ヶ谷御殿跡推定図



塔王寺の表門



越ヶ谷御殿跡付近

# 越ヶ谷瓜の蔓

越谷市大沢 福井力之助家所蔵



越ヶ谷瓜の蔓

福井力之助  
記

一越ヶ谷と中名目へ、奥州筋より登り候へ大沢の芝生

川原より山の如き御殿地相見、元荒川之谷を越村と号せし也、其後町ニ成、小名相分レ申候へ御高札元本村と云を本町と云、又慶安後、中町橋向へ新規之町ゆへ新町と云、会田出羽持切之所ゆへ一組中町と号、

二七市日へ本町・中町へ一並日也、元本道なれ共日光道筋ニ相成申候儘横町と唱、中町本町之裏故袋町

と唱、又其裏通御殿下といふへ御主殿下通也、

一御殿向堤通り五郎兵衛屋敷と唱四歳驛ニ陣屋屋敷と云あり、古来何人之陣屋跡成哉不相分、

一御殿屋敷向堤通元荒川曲り角手前馬洗場と云、石疊

ニ而川へ下り申候所、会田出羽宿場也、  
一同屋敷四社権現宮あり井頭塚あり、山の形古来頭に似たる故申せし矣、又出羽手前仕置之者埋し場所之跡成共、

一出羽屋敷を打出屋敷と云、今内出と書之、旧家之打始なり、

一御殿地之義、本町裏ニ而有之御取扱後御林ニ相成申候、御殿番之義ハ浜野猿城・小杉藤左衛門兩人ニ而相勤申候、藤城屋敷表御門通り也、藤左衛門屋敷御裏門通り、右兩人番中へ除地ニ而有之便由、  
一郷御藏敷之義、中町分御殿下之内ニ有之、其前通を藏前といキ、

一耕地用悪水堀ニ之義、出羽井堀へ会田出羽申立、新規ニ取立申候所、

一出羽井堀之義会田出羽領主、新規堀傍當り申候所、

一御主殿跡見捨地四畝六歩

右御守殿へ前々増林村ニ有之、慶長九辰年々越谷村  
ニ引ケ申候而御初代様 御二代様 御三代様迄ハ  
御成有之候、御三代様御他界之後明暦三百零八年江戸大  
火事ニ而御城御焼失之節御仮殿ニ引ケ申候、

一元御櫻屋敷之義ハ御藏屋敷ニ而相勤申候由、歩行星  
敷ニ而番人勤ル、

一越谷町ハ戸田五介様常捉銅場之外レ村ニ而隣村ハ  
不残紀州様御鷹場ニ付、右境ニヘ分杭九本立申候例、  
但立替ハ紀州御鳥見当町野廻り立舍有之、

一袋町田藏院之義、会田出羽祈願所ニ而除地も頂戒罷  
在候、照蓮院門徒ニハ候ヘ共滅者無之、祈願而已ニ  
而取続申候、

一中町配下之内、非人小屋頭十兵衛、古來々隠居候、  
柳原之内也、

一中町会田五郎兵衛先祖会田出羽義ヘ、天正以前海野  
小太郎、信州会田々郷等六家同道ニ而隣越候大家ニ  
而御殿高場ニ陣屋住居致、今窓町入口ニ左之方出羽  
屋敷道通也、都合七家之者草創ニ而其外越谷村居付  
百姓拾七軒之旧家有之由申伝候也、出羽屋敷向木町  
裏ニ御主殿有之候而御初代様 御二代様 御三  
代様迄御鷹野井與羽御大名様參勤交代之御出迎御見

送等ニ被為、入御成候御殿ニ而御留主居ヘ会田出  
羽兼帶御留主番并御賄方等之義相兼、浜野藤藏・小  
杉藤左衛門御主殿附ニ而御紋付御道具等両人ニ而預  
り来候、会田出羽惣五郎兵衛代ニ及御三代將軍様  
宇都宮御騒難之節右御主殿ヘ被為成候ニ付、五郎  
兵衛并弟伊右衛門騎馬ニ而鎌の鞘外シ江戸・御城ま  
て御先立相勤申候、日出度就御堀城五郎兵衛義、  
千石被下置御使番ニ可被召出御内意之所、御辭退申  
上水百姓ニ可被成下置旨願上、弟伊右衛門御奉公仕  
度由願替候所、高五百石大御番組ヘ御差加被下置候、  
今会田伊右衛門是也、又会田出羽義ニ慶長年中 家  
康公様ニ壱町歩之御墨付被下置、御殿上通三町五反  
余之処代ニ所持致来、元禄八、左之訛ニ而百姓地ニ成、  
御墨付之表

壱町歩之所馳廻り達者ニ付被下置之者也、

家康

会田出羽ヘ

右之外、御馬印金御采配等被下置候所、伊奈半左衛  
門様ニ猶又御墨付御書添被下置候ハ、  
壱町歩之所馳廻り達者ニ付被下置候板倉内膳正  
殿ヘ伺候処不可有相違者也、

伊奈半左衛門

右之通御書添有之候、又 御二代様ニ被下置候猩々  
代様迄御鷹野井與羽御大名様參勤交代之御出迎御見

毛皮松竹梅三幅對御茶器品、又御三代様々被下置  
候御陣羽織并御刀へ会田伊右衛門持參ニ而出仕候、  
其外 御三代様迄之間 御成之節ハ御目通ヘ罷出、  
其間主殿々出羽星敷ヘ 御成ニ付、其時ニ御土產之  
被下物等數多有之、誠百姓大名ニ而相琴龍在候、然  
處寛文年中御檢地之節ハ右之道ニ而相濟候所、元禄  
八亥御檢地之節、会田五郎兵衛義騎馬ニ而御檢地奉  
行衆へ御出迎政、陪臣と侮失礼之義有之彼是爭論ニ  
及候ヘ共、越々谷宿御朱印ハ天岳寺、除地ハ寺社地  
より外無之、其余ハ不殘百姓地也、御先代様御墨付之  
義も御代様御書添無之候而、御取用無之御法ニ付、  
其旨可相心得様被申聞、嚴敷被打立、老町歩之處三  
町余ニ相成申候、右一件ニ付越々谷宿御龍ニ一体ニ詰  
り申候、尤会田出羽義、越谷中興草創之者ニ而中町  
組ハ一手持限、本町・新町・神明下・荻嶋・花田・  
七左衛門村・西新井村・登戸・瓦曾根近村ニ多有之、  
会田之義ハ、其村ニ而地守支配等致、苗字定紋等  
押領之者、正徳年中五郎兵衛退転致候後、系団并御  
墨付押領物等之義ハ、日本橋向右角会田屋平吉方に  
造候由、猶其後会田伊右衛門様へ上り候由、落居之  
頃会田七家と申、元和御檢地請候者大略左ニ相記、

会田 出 羽 中町大屋敷主伴五郎兵衛、伊右  
衛門奉仕、八郎兵衛七左衛門新  
田ヘ分地、

### 会田八右衛門

本町北大屋敷、中古分地九郎兵  
衛退転、

### 会田七左衛門

出羽一族政重開発後神明下組居、  
伊奈家參公、又一説あり末ニ記、  
元禄度儀右衛門出羽一族大家也、  
分地平右衛門平三郎也、源兵衛、  
七郎兵衛等、五代之後ノ有

### 会田六郎兵衛

東大屋敷名主六左衛門家、貞享  
二分地会田久右衛門、

### 会田四郎兵衛

元禄度年寄、出羽老職之者、茂  
左衛門家也、

### 会田平兵衛

南名主大屋敷、出羽老職之者、  
清兵衛家也、

右之外越谷・大沢近郷近村ニ会田姓名乗候者不可枚  
挙、是ハ海野党落居之節付來候者、又ハ地守家守下  
人押領之者多有之、或ハ近代ニ至候而ハ枝流分家の  
者も多ク、末党ニ至候而ハ悉不相分候、外姓之者も  
会田出羽威嚴に連其時代ニハ改姓致候者も儘有之候  
趣なり、

一袋町歩行屋敷之義、徳兵衛所持分、新町芦田屋与兵

南へ渡ル、

一同碑屋屋敷之義善四郎方々安永中塙屋吉兵衛へ渡ル、  
一同角屋敷之義、安永中々彦右衛門・修驗重光院兩人  
ニ而所持ス、

一同歩行屋敷之義、半軒森藤兵衛、四分毫五左衛門、  
四分一長右衛門所持ス、

一同御殿番屋敷、藤左衛門代々所持之半軒、

一同歩行屋敷、明和中々天岳寺所持ス、

一今野地百姓小杉藤左衛門先祖之義、小杉藤左衛門尉  
景房と相名乗、天正以後落去之者、出羽・八右衛門  
等と申合三度御檢地譜、慶長年中増林々御主殿引、  
越谷へ造立致候節ハ浜野藤城と両人ニ而御主殿番勤、  
袋町ニ而除地ニ罷在候家柄之者ニ御座候、

一西名主浜野藤次郎右同断草創之名主ニ而、元禄年中  
藤右衛門と申相勤候処、梓藤五郎不届之義有之、於  
六本木戸門ニ被仰付、不存罷在候共名主役相勤候身  
分ニ而取ノ方不行届旨、役義御取放有之、八右衛門  
壱人名主ニ相成申候、其後浜野十次郎と申、江戸表  
ニ而御賄方下役相勤混在候、

### 中町組

一中町大屋敷会田五郎兵衛義、正徳年中々享保初年ニ  
至退転ニ及候ニ付、大沢町崎根音兵衛方ニ而享保年  
中々所持之、代名主・間屋差出し相勤來候、元來会  
田出羽事ハ海野小太郎之子孫ニ而信州会田々天正年  
中越谷村ヘ蟄居、越谷領一円に所持致居候処、元和  
之御檢地ニ而百姓名所ニ請、枝郷分ヶ村も出来致候、  
越谷御殿ニ 御三代様迄被為入御候節ハ出羽妻子共  
御出迎事仕品々被下置候品物多、其上字都宮御騒動  
之節勤功も有之、弟伊右衛門五百石ニ被召出 御朱  
印も頂戴致候家柄、三度之御檢地共打始之事ゆヘ内  
出五郎兵衛と申、新廻達者ニ付頂戴之地面、故有之  
百姓平地ニ相成申候後、無程退転仕候、越谷会田党  
之本家也、今其子孫日本橋老丁目角酒屋会田屋平吉  
是也、其上会田伊右衛門殿弟之家大御番組也、右家  
什物 家康公様ニ被下候猩々毛蓑金采配御茶碗唐頭  
ニ御差添 御二代様認之三幅對掛ケ物御手道具  
御三代様ニ馳廻り之御朱印是ハ元禄八伊奈備前守様  
ニ上ル、陣羽織御手道具御差添、御老中様ニ御書付  
品々等会田屋平吉方ニ而所持之仕候、越谷宿同領内  
等ニ而会田姓名乗候者多有之、分地又ハ拝領苗字縁  
有之手前付也、既出羽屋敷・出羽堀・馬洗場・表門  
通り・袋町突当り之義、出羽廻惣御廻場等之並木も  
残有之候、可惜事ニ候ハ御使番千石之被召出を辞退  
弟差出シ、樂好之百姓ニ候へ共、町家百姓之没落ハ

取止候無之候、大略会田党之訛荒々左記置之候事、

一海野小太郎子孫

会田出羽

会田五郎平 嫁子

会田伊右衛門 二男 大御番組高五百石

会田六左衛門 三男 会田六左衛門新町東名主也

会田七左衛門 四男 妻子 神明組之先祖

会田八右衛門 親類分 三鷗家妻子ニ行会田ト改

会田八郎兵衛 五郎兵衛伴新町之八郎兵衛也

会田久右衛門 六左衛門分家

会田六郎兵衛 五郎兵衛弟

会田九郎兵衛 元禄以後八右衛門方隠居

会田八郎兵衛 五郎兵衛伴、七左衛門弟分ニ

而七左衛門村へ遣し、

会田清兵衛

会田権四郎 本町

会田彦右衛門 同こく市

会田浅右衛門 小林村

会田信次郎 四丁野村

会田茂兵衛 萩鳴村

会田平六 同村

会田弥五左衛門 大沢町

会田忠左衛門 同みなと屋

会田利右衛門 同天酒屋

会田菊治郎 同嘉屋

会田弥三郎 新町 こんにゃく屋

会田利右衛門 同豆腐屋

同 庄兵衛 同 同 分地

会田利右衛門 中町カヂヤ

会田忠兵衛

一忠兵衛・利右衛門ハ鍛冶屋忠兵衛ニ而、中古より右屋敷致所持、兄弟ニ而半株宛引分申候、尤会田姓何方より相分候或不相分、

一會田四郎兵衛義、御入国時分落着、出羽一同開起之党にて旧家也、分地多其後退転仕候、會田久右衛門ハ此党也、東名主と唱申候而代々御檢地名所請宋候處、六左衛門代々成養子文之助と申者代々而寛政中退転、又八・五郎左衛門半軒宛所持、

會田門平屋敷之義、七左衛門村へ引込井出門平と申候ニ付、其後所々相渡り、當時釜屋市右衛門・田中次郎右衛門半軒宛所持、

一 会田出羽義御入國之節々越谷ニ大家ニ而罷居陣屋住居、今云袋町入口より御殿に向龍在候而御三代様字都宮御驟動之節、右之者方へ御越被爲遊候ニ付、御光立相勧被爲邊御婦城侯伊功千石御使番ニ可召出處御許退申上候、依之弟伊右衛門五百石大御番ニ被召出候、其節五郎兵衛義へ騎馬ニ而御突内協相勤候、居屋敷

御馬印

家康公様御印 伊奈様虎御印

御采配  
一町歩之御墨付

御朱印ニ而被下置表

台徳院様三幅對  
邊毛ミノ

巷町歩之處馳廻り達者ニ付被下置者也、

右之通板倉内膳正殿へも伺候専不可有相違もの也、

寛永

伊奈半左衛門虎御印

会田出羽とのへ

右之通之家柄ニ付 御初代様 御二代様 御三代様

品ニ被下置物等有之候得共、元禄八御檢地之節迄

御代ニ様御書添も頃載不仕候ニ付右 御朱印斗

ニ而難御取用旨御檢地奉行衆ニ被仰聞、百姓地ニ御

親被仰付候、乍然此義ヘ一休会田五郎兵衛と名乗、

越谷之者杯ハ意外打仕置等も御入国時分迄ハ我儘ニ取計候而、中町分名主ハ下代名主問屋等差出置、殿

様同様ニ差心得、御檢地奉行衆越谷組御移之節陪臣と候、騎馬黒縮纏之頭巾ニ而出迎致候而及争論候事起り、御取用ニ不相成旨ニ而平百姓同様御取扱、夫々無程五郎兵衛義へ及退転候、越谷会田之元祖也、一御殿地仕守之義ハ、小杉藤左衛門・浜野藤藏相勧申候、此者義本町西名主と申、稻荷除地も頂戴致候者、旧家之兩人也、

一馬洗場と申候ハ、元荒川へ石疊ニ而下り申候、会田

出羽騎馬鹿場之跡也、

一頭塚 是ハ会田出羽手前仕置候者埋申候場所之由、又ハちよつほり山ニ而頭ニ似候ニ付名付申候よし、

一四社權現 出羽陣屋内之御守跡也、

一六本木堤上ニ古來ニ所仕置之者相掛り申候場所ニ而、元禄十四之頃西名主藤右衛門伴藤五郎と申者、夜盜之頭取致候を不存罷在、被召捕六本木へ獄門被仰付候由申伝、

一六本木堤以降ニ古來所成敗者相掛りし所、

# 新編武藏風土記稿卷之二百五

卷之  
二百五

## 埼玉郡之五 岩槻領

### 越ヶ谷領

#### ○越ヶ谷宿

天藏寺 浮土宗、京帝知恩院末、至発山遍照院と號す、寺傳に云開山事阿源照は太田道灌の伯父なりと、依て太田下野守當寺を建立せる由をのす、されど源照は諸藩の伯父なれど、外に據なければ居ふべし、其後四世玄澄といへる僧性成たりし時、天正十九年十一月重陽宮當向へ成せられ、寺領十五石を貰らる。音體院殿・大成院殿も御邊のついで當寺に來らせ得ひ、御前にて法問を命ぜられ、又上意ありて江戸にめされ、登城せしことありしといふ。本尊は阿彌陀を安置なせり、表門・中門・迎き安堵・鐘樓・塔頭の鏡をかけり、熊野社・觀音堂・地藏堂二字・塔頭・雲光院・法久院・遍照院・善樹院・松樹院。○圓藏院新義眞計小・瓦曾根村照應院門・惠心の作にて、長二尺三寸の立像を安置り。天神社 ○東西院 戸青山顯開寺の配下、醫正山と號す、本尊藥師の坐像長一尺三寸、惠心の作といふ。稻荷社 ○澄海寺羽行人派修驗、江戸日本橋音羽町。天神社 稲荷社 ○觀音堂 親君の坐像長一尺一寸八分、傳教大師の作なり、天鏡寺持。

御守殿蹟 宿の亥の方にあり、裏長の頃よりの御殿なりしが、明暦三年江戸の回詔にて、御殿の内も焼失ありしよ  
り、御假殿にかの地へ移させられ、其鏡御林となり、當所の民小林越左衛門・清野藤藏二人御休守たりしが、元藤八年檢地の時貢稅の地となり、御膳所のみ御林を存せり、今に御守殿蹟又櫻境林ともいへり、

## 埼玉郡之七 八條領

#### ○瓦曾根村

舊家者彦左衛門 代々名主を勤む、中村彦左衛門一系が子孫にして、先祖一榮東照宮上り賜りし古、信國の短刀を藏せり、接に「家史日記」慶長五年六月廿六日沼津城に於て、中村彦左衛門財・要略を獻す。大久保相模守是隣・本多佐渡守正信等、此隣に迎へ奉て大神君に謁す。此日三鷹に着御とあり、此時信國の太刀を贈ひしにや。又「安徳御年譜」には、慶長六年六月二十六日中村式部少輔一氏が弟、彦左衛門一榮が沼津の城に入、御靈帳を獻ず。則信國の略考を與へらる云々とあり、慶長六年恐らくは慶長五年なるべく、短刀を藏すること及歎に傳する所。且記録に載たる所事蹟は、相類したこと外に證すべきことはなく、しかのみならず、中村を氏とするものも此のみに非れば、いかゞはあらん。兎に角系譜を傳へざれば、定かなることを知らず、今の彦左衛門より七世の細茂左衛門の時、當村に土着せる由。今彦左衛門越谷駒込賣上の御用を勤め、其事に力を盡せしかば、天明年中帶刀に自身一代、苗字は永く御免、且月俸一口をたまひしに。其後も彼御用怠らざりしがば、寛政年中五口を増し賜りしより、今に六口を賜へり、祖父彦左衛門も、奇特の所業をましくありしと云。

埼玉郡之七 八條領

東照宮御言皆は御太刀

せしが、延寶六年御木像を安置しれる  
と云、其時記せしものあり、左の如く

奉建立

東照權現宮 一字

東照權現御在世日、寄高鶴於大聖密寺、寺領六十石  
御寄附、是其由緒也、依之小僧長夕欲奉安置尊容、  
無衣鉢之可捨因循、至于今幸予領御新築所、且今年  
征夷大將軍右大臣源家綱公、有御子孫繁昌之御願、  
以爲奉令終御驗如左。

延寶六戊午年六月十七日

願主

知足院第十五世法印尊如

別當

大聖寺第九世法印 観如

天神社 愛宕社 神天社

秋葉社 太子堂 地藏堂

別當大聖寺 新義真言宗、京都醍醐三寶院の末、眞大山と號

俗の尊崇針ならず、天正十八年東照宮御入國あり、大聖寺  
の住居定跡といへるも高櫻たるにより、御歸依達からず、  
同き十九年寺領六十石を賜はり、慶長五年下野小山御跡跡の

御、當地へ渡向あり、御ヶ原御跡の御頭を懸け、御太刀を  
納させ駆ひしが、御利運の日に當り、著しき豪駄ありければ

是より世の人頗恭敬し、毎年正五九月には祭式を施行すと見  
えたり、此餘さまの事を書媛れど、妄圖に宣れば取らず

本草良房の作は一尺七寸許の立像なる由起傳として人仁

王門 外に寛保四年 一二天門 特國・足沙門の裏門 大山  
の制札を立り、二天門二体を安す。裏門の額を

仁 經堂 鎮樓明和三年始造 かくく

同宗、末田村金剛院門

徒、本草は阿彌陀院、○不動堂の大聖寺

二堂 ○觀音堂 ○勢至堂

## 卷之三十四

### 葛飾郡之十五 松伏領

大川戸村

○大川戸村附持添新田

舊家者秀怡

杉浦氏なり、三代前より御とてあり、今も豊な義と  
せり、祖先は美濃國竹ヶ鼻城主、杉浦五郎左衛門

定元の子、同五郎右衛門定政、慶長五年御ヶ原御陣の時、父

死す、五郎右衛門定政は父弟と相別れ、東御宮に奉仕、即ケ

原御合戰御勝利の後下總國船橋村に於て居宅拜領し、高三百

石を賜ひ、御代官となり、秋父郡内十萬石の地を支配せり、

然るに慶長十三年村内應宮日與本神宮御再建ありし時、定政

の居宅上りし後、當所の障籠に移り、彼神社御再建應永行伊

泰備前守忠次、恭奉行は則五郎右衛門定政なり、落成の時屬

はりとして御教の御案今も珍藏せり、定政は慶長十八年二月

十六日死す、其子五郎右衛門幼なれば、已が従弟伊奈統後守

忠政の養なうけしに、はともなく忠政死し嗣けくして其家一

且絶しかば、五郎右衛門もよるべなき身となり、父に大き御

役をつとむべきこと頼ひ上べきもなければ、成氏、後承、浪

人となりしより、世々ここに土着せり、是より前東照宮與州

會津城主上杉景勝御征伐御凱陣の頃、この地を領有たりし時、

御陣駕御取立あるべしとて、御自筆を以て御地平割をなさせられ、伊奈備前守忠次命を蒙り造替なりし役、この處へは渡

御もなかりしかば、慶長の末忠政御ひ上げ、彼御陣屋及びさ

## 埼玉郡之八 新方領

○増林村

林泉寺 (淨土宗、江戸芝居上寺末、正林山と號す、開山本尊文

正元年三月示滅す、本堂は三重の御堂、此御堂に惠心  
の作れる彌陀、鎧樓造の鐘を掛  
觀音堂 (正觀音及子安觀音  
の二體を安置す)



の陰地元の如くなりしを、時の五郎右衛門浪入の身として、かゝる陰地あること却て恐れわりとて、頗りあげ、この時よ

り、公への貢ぎを奉り、諸役なしとむること、はなりしとなり、後元文二年二月、御宮の前土地落き處より、石室を招得たり、其内に宿たる甲子及太刀二振未を以て埋めたり、石室は其後塔王郡新方領大松村清淨院へ改葬し、徳元法師と名し、其上に地蔵の碑を立位しと云ふと、この家の過去帳に見ゆ、其故は詳ならず、前に云ふる御者之本源は、大高紙やうのものにて大きさは今の大美濃紙ほどもあるべし、御文は左に載す、御文は左に載す、

### 覺

二十五間 つぼの内  
二十間 つばねとあやじた  
五間 とおり道  
十五 とじしきい  
十二間 家  
十間 家



國井宿

## ○上赤岩村

舊家者新八郎

越前朝倉氏の支流なり、近來歿ありて大沼を

左衛門督義景に從て越前國三田ヶ崎城にあり、依て三田ヶ崎

を家號とす、天正元年義景滅亡の時、刀根山合戦に死す、子

八郎左衛門重承功を頼す、中にも質州小松山合戦の時一番に

槍を合せ、敵兵を三段許突退し故、義景感狀を與へし時、三

田井を改て三段寺と號す、これより三段寺と號すとなり、義

景滅亡の時、義景の幼息安王丸に供奉して越後に至り、上杉喜平次清藤と

姫虎に託しける、姫虎、これを養子にして、上杉喜平次清藤と名乗せける、姫虎北條氏康古男三郎景虎を養子とせしとき、

喜平次に從て小田原に赴き、北條氏の家臣となると云、按に上杉景虎は雄信の姫君、越前守政景が子なり、家

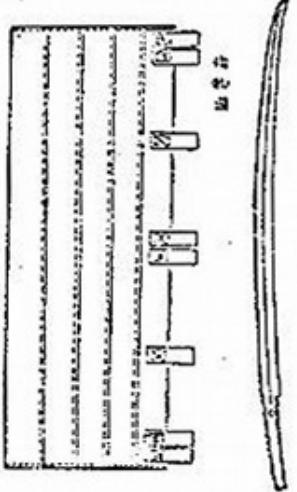
第深謀あるべし、又曰、小田原沒落のとき八郎左衛門入道して道門と號す、此時東照宮御牌中に召ければ、道門及三段寺新

八郎と共に参詣す、新八郎時に十三歳、父道門が武功によりて召出されるべしとの仰にて、太刀一振資金十兩を賜り、越前殿に准せられ、秀康等の命に由て三段寺右衛門と稱す、大

坂二度の役に從ふ、少將忠直暨後へ留替の時退身す、子六郎

左衛門も此時父と同く浪客となり、萬治中に死す、其子作右衛門元禄年中死す、其子作左衛門當所に上著し、今の新八郎に至る、東照宮及越前殿より起はりし者、太刀一振駕物なり、東照宮御牌様於御陣中拜領、御坂大井伊直政、三段寺新八郎に至る、十三歳之時御目見仕候由、後に三段寺新右衛門と改と記し、

寛保二年十月、御孫者秀木文政取次、寺社御奉行大河越前



守へ被差出、彼方より御上へ被差上、則入御内覽と、屋にて記せり、外に先祖の帶せしとて持付の刀一腰を藏す、また白麻にて作くれる指物を藏す、盛一尺七寸程、横は五寸なり、これも先祖の遺物なりと云ふ、横

### 古文書十通

去月十二日、加州凶徒就至之、金津上野出張、於熊坂口合戰之時、被切疵一ヶ所、忠節碑妙、彌可抽軍功者也、恐々謹言、

卯月十一日 義景(花押) 三反崎八郎左衛門殿  
去月廿日、於江州志賀郡下坂本合戰之時、首一討捕之、忠節神妙、彌可抽軍功者也、恐々謹言、

十月八日 義景(花押) 三反崎八郎左衛門殿  
去月十七日、於加賀國能美郡小松口合戰時、被切疵三ヶ所、並中間小五郎渾命、忠節神妙、彌可抽軍功者也、恐々謹言、

十月十三日 義景(花押) 三反崎八郎左衛門殿  
去月十七日、於加賀國能美郡小松口合戰時、被切疵三ヶ所、並中間小五郎渾命、忠節神妙、彌可抽軍功者也、恐々謹言、

### 結城領知之事

島田々村内

合貳百石

右知行分、所宛行仍如件、

天正十八年九月晦日

□(朱印)

三崎新右衛門殿

### 宛行知行分之事

一高貳百石者 志比領眞木村之内 以上  
右知行分、無相遠可令領知者也、仍如件、

慶長六年丑九月九日

□(朱印)

三崎新右衛門殿

### 宛行知行分之事

一高貳百石は 東郷領河島村内  
一高百石は 大野領今井村内  
合三百石

右知行爲増加出之、全可令領知者也、仍如件、

慶長十五年戊卯月十六日

□(黒印)

見崎新右衛門殿

### 宛行知行分之事

一高百拾九石三斗九升貳合 東郷領市波村内  
一高百九石六斗八升三合 志比領高田村内  
一高五拾五石七斗七升五合 大野領田野村内  
一高拾五石一斗五升 東郷領瀬水村内

高合參百石

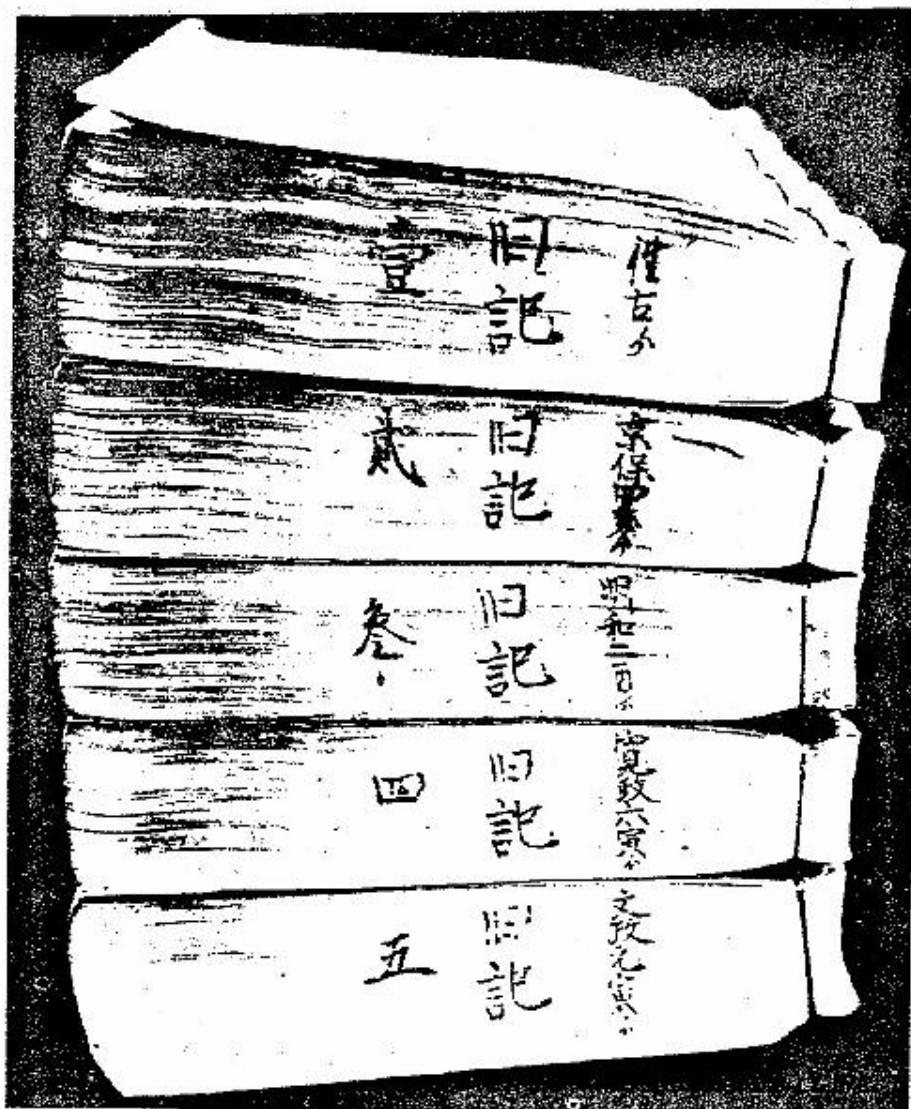
右令扶助訖、全可領知者也、仍如件、

元和九年亥正月十日

□

朝倉六郎左衛門殿

# 旧記 壱



西村方「旧記」全5冊 越谷市史編さん室蔵



西村方「旧記」の一部

## 不動堂裏仮橋

不動堂裏仮橋并越ヶ谷町御殿之由諸同会田氏系譜

附不動堂裏仮橋御鷺野橋と申候之候事

附越ヶ谷町裏ニ御殿由緒并会田出羽殿系譜

右仮橋大相模大聖寺書留ニ曰

台徳院様 大徳院様御河代此近辺御鷺野之様当山江御  
參詣被遊候、依之本堂之後ニ昔ハ御鷺野橋と申テ新方  
江之御通路御座候、其御橋杭藤塚夢左衛門殿童子之時  
覺申候由相伝候、然ル共此御河代之御狩之事ヘ旧記ニ  
不見、又他家之日記ニも不分明故ニ縁起ニヘ不載と見  
エタリ

右之通大聖寺書留ニ御座候

## 越ヶ谷御殿由緒

一古代ニ無跡形申伝有之間敷置、往古は度ニ此辺江  
被為有御成、新方領増林村ニ御茶屋御殿有之由、  
又越ヶ谷町裏江右御殿御引移シ之儀共会田出羽殿  
系譜由緒之者物ニ委敷相見江候得は、御鷺野橋之  
儀相違無之儀と相聞江、右古例を以仮橋當時ニ至  
迄為仕来候由申候、且又増林村御殿跡と申候は

當時右村林泉寺境内ニ正觀音建置候場所御殿跡と  
申石杭ニ記有之由、右村役人畠本氏ヲ承リ云置候  
一享保六年村方明細書上帳敷御取調之上可差出  
旨御代官伊奈半左衛門様々坡仰融、則書上之通写  
控置其節村中明細ニ相改善上帳ニ、不動堂裏右舟  
渡橋渡共御書上ニ相洩、并享保十一年猶又御書上  
も右同断相洩罷有候、而度之擅名主利左衛門跡ニ  
ハ參詣之もの多く田舟环出置誰渡守となく渡舟隊  
ニ罷出候者も多有之由、聞日ニハ參詣も薄く稼ニ  
も不相成候得は全營業之通路折能舟舟有候得は  
渡舟も致し遣し候哉、何れ柳之事ニニ其節御書上  
ニも可相成程之儀ニハ全無之儀と相見江候  
一古來は誰渡守と不梗、不動堂御縁日參詣之ため渡  
舟隊之者罷出候処、年増ニ不動堂御繁昌ニ罷成、  
參詣之通路多片新方領松伏領左鶴領筋々參詣を兼  
江戸往来追ニ移敷通筋ニ罷成候故、渴水之節は營  
業之ため仮橋杯ニ致置候様子、勿論其頃吉利根川  
中川江堀通し無之已前通船も多分無之哉、然ルニ  
享保之終元文之初メ之頃より西方村名主須賀氏ニ  
數年夷本ニ罷居候赤岩村產ニテ甚八と申者、須賀  
氏厚く世話して大聖寺工借地を願不動堂裏ニ聘成  
家作住居を求、右渡守を業とス故仮橋之手入等年  
々行届キ只今ニ相成候てハあつはれ助成ニ可相成  
株と相見江候

# 越ヶ谷会田出羽系譜

清和源姓 後改 会田氏 本氏 家 九ノ内 二ツ引  
海野姓 後改 会田氏 本氏 家 三本竹 左文鏡  
六文鏡 左之巴

前守書判印形之一通被相添被下之、右押領之品之并  
書面出、羽次男会田又六資忠家代之所持仕候、右会  
田出羽武藏國越谷領天藏寺江葬申候

右書面写

笠原信邊守長時終為武田信玄矢利邊旧領信州上京  
都海野村住居、子孫屬小笠原家數代有戰功、至小  
從士悉流浪、於是会田將監幸久嫡男会田出羽資清  
率人也、後至弘治初属北条氏康氏改子領武州地

元祖母父之名不相知

会田出羽資清總領

会田出羽資久

歲不相知

天正十八庚寅年相州小田原北条、為太閤秀吉滅亡同  
八月

東照宮關東御入國之度之越ヶ谷辺被為成之刻、資久  
初て奉拝謁其後新方領増林村之内御茶屋御殿有之所、  
越谷領御屬御成之節出羽屋敷林等被遊上覽場所宜  
敷候之付、地面可指上旨被仰付則奉指上、御殿并御  
賄屋鋪共出羽所持之地面之内被遊御建度之入御之節  
出羽并妻御目見被 仰付奉蒙 御懇意之上意、其上  
御馬駿鑑道之御小旗・御紋付御团扇・東照宮御筆鑄  
之御繪於御前被下置候

台德院様度之被為成、出羽夫婦御目見被 仰付奉蒙  
上意、然ル廻宇都宮御座之節忍道御案内出羽被仰付  
御供仕、其節森川七太夫、久世三四郎、会田出羽一

所御用相勤、彼是為御娶美畑老町歩被下置、伊奈捕

急度申入候、仍其方御公方御用能之被走廻候ニ  
付て、為屋鋪分ト烟巷町歩被下候、長ク所務可  
被致候、弥御用可被走廻候、右之通本多佐渡御  
存知候間如斯候仍如件

慶長十三年

申五月十八日

伊奈備前印形

書判

会田出羽殿

先祖生國武藏

資久妻不相知

会田七郎右衛門資重

権現様從父会田出羽拝領仕候田地屋敷相続、武州越  
谷ニ罷在候

台德院様度之越谷江被為成候節御目見仕、拝領之田  
地屋敷相続仕越ヶ谷住居仕候、正保元申年七月廿七  
日病死仕候、越ヶ谷天藏寺江葬申候、

資重要不相知、資重惣領譜末有之

資重二男 会田又六資忠

右会田又六資忠家筋當時町家罷在候

初代 生國武藏母不相知 元名虎之助

会田小左衛門資信

歲不相知

大猷院様御代被召出寛永十一年正月二月五日御切米三百俵被下置御小姓相勤、其後年号月日不相知式百俵

御加増被仰付、正徳二年五月四日大御番植付帶刀組江御番入被仰付、慶安二年六月廿八日病死仕

候、江戸牛込横寺町大信寺江葬申候、資信妻不相知

一代目 生國武藏母 不相知 元名不相知

会田小左衛門資盛

歲不相知

歲有院様御代慶安二年九月七日父小左衛門家督被仰付、寛文四年十一月十八日大御番米津出羽守組江入

資刑妻御馬医相勤申候、飯塚七兵衛政侍女

資刑懇領、譜末有之候

資刑二男御勘定吟味役 元名不相知 板花友之進昌興、

年号月日不相知伯父板花友之進昌教養子 = 罷成候

四代目 生國武藏 元名勝之丞

会田伊右衛門資敏

母御馬医相勤申候飯塚七兵衛政侍女

常憲院様御代元禄八年四月六日大坂御弓矢奉行被仰付相勤申候處、病氣一付御役御免小普請組久貞因幡守組江入、宝永四年九月五日病死仕候、江戸牛込横寺町円福寺江葬申候、

資盛妻神田御殿御持箇頭榎原七郎右衛門政勝女、資盛惣領譜末有之資盛一男御勘定吟味役、板花友之進昌教、

年号月日八不相知奥御針医、板花檢校養子罷成候

三代目 生國武藏 隠居名追待

会田伊右衛門資刑

母神田御殿御持箇頭榎原七郎右衛門女

常憲院様御代天和三年九月廿五日從部屋住大御番江御番入被仰付安藤丹波守組江入、元禄二年

正月廿八日桐之間御番被仰付、同年三月廿四日宝永十二年亡父小左衛門跡式被下置

有章院様御代正徳五年五月廿七日御代官迄仰付有徳院様御代享保十七年六月廿二日願之通御役

御免小普請組福岡左兵衛組江入、寛保元年九月八日八捨歲ニテ病死仕候、江戸牛込大信寺江葬申候、

資刑妻御馬医相勤申候、飯塚七兵衛政侍女

資刑懇領、譜末有之候

資刑二男御勘定吟味役 元名不相知 板花友之進昌興、

年号月日不相知伯父板花友之進昌教養子 = 罷成候

四代目 生國武藏 元名勝之丞

会田伊右衛門資敏

母御馬医相勤申候飯塚七兵衛政侍女

有徳院様御代元文五年七月廿五日父跡式被下置候旨本多中務太輔被申渡、小普請組阿部伊織支配罷成、同年十月晦日大御番吉沼織部正組江御番入被仰付、戸田和泉守組之節

淳信院様御代寛延二年六月廿三日御代官被仰付、安永五年十月廿六日支配所石見國大森陣屋ニテ六十一歳ニテ病死仕、同所時源寺江葬申候、

資敏妻吹上御広敷番之頭森姓右衛門正紀女

資敏養子惣領譜末有之、資敏妻子惣領会田勝之丞、

資敏母譜末有之 智養子会田伊右衛門資益妻

五代目高五百石武藏国崎玉郡之内

元名彦治郎 会田伊右衛門資益

歲五十八私儀

博信院様御代宝曆九年七月六日頃之通算妻子被仰付候旨西尾隱岐守殿被仰渡候段一色安芸守申渡候、達父会田伊右衛門御代官相勤罷在候所

天明院様御代安永五年十月廿六日病死仕、安永六年四月廿六日父跡式被下置候旨於菊之間ニ御老中御列座、松平周防守被申渡小普請組長谷川利十郎支配罷成、天明二年二月四日被為召候処病氣ニ付登城不仕、同月十一日出勤仕候処大御番江番入被仰付青木甲斐守組江入、同四年三月十二日水野壹岐守組罷成、同七年三月十七日加納備中守組罷成、同年七月六日京極備前守組罷成、同八年六月廿一日堀田豊前守組罷成候、妻右私妻天明四年十二月十七日出奔仕行衛相知不申候ニ付其節御届仕候

実子惣領会田金三郎資昌

右金三郎儀天明二至五年七月朔日 御目見江仕候、

同七年十一月四日御番入願差出申候

次男会田門三郎資勝 私手前ニ罷成候

女子大御番畠田豊前守組伴野平治郎貞真妻、

女子小普請組石河壹岐守文記加藤次左衛門照莫妻

右之通り御座候以上

寛政四年年 会田伊右衛門

右会田氏系譜書は私幼年之頃、越ヶ谷宿入口及大戸氏ニ為手習年月を贈ル事久遠、其頃數多之傍友手跡稽古日ニニあつまり無意又は双紙之かな本杯一回ミ持寄互ニ写シ為写徒ニ數日送り、多く之書本致し有之内誰と無覺何之間ニ哉此系譜写置事此節ニ至見出し、然ルは大勢之傍友之内会田氏所縁之童子有之故ニ、家内之密書持出し候を無何心是を写置候と相見江、勿論越ヶ谷宿之内得と相尋候ハ、会田氏之子孫井ニ系譜訳ケ其外共號と可相分事ニ相聞候

明暦三四年御日記之内写略文

一 正月十八日本鄉六町日本妙寺より出火、翌十九日午上刻御天守御本丸并二ノ丸御焼失

一二月八日晴、詞部備中守江今空御城内御焼失ニ付越ヶ谷御殿引申候て二ノ丸江相建燒間御手伝被仰付之候、略文

右は越ヶ谷御殿二ノ丸江御引直し之儀は達成書物ニ認有之事ニテ相違無し被存候、依て御殿一卷之末江左之略文ニ記述、尤右は西袋村小沢氏よりヘ書記置候

# 日本城郭全集

## 会田七左衛門屋敷

378

越谷市の旧市街地は元荒川の自然堤防上に形成されているが、会田出羽屋敷は元荒川が北へ大きく蛇行し、袋状の地形を形成する所に造られていた。

会田家は、初め信濃会田郡に居住し小笠原家に仕えていた。小笠原家が貢田家門改重（正徳元年）を率いて、元・十三世紀頃の水堀と越谷の水堀を改修した。会田家は、元和元年（一六一五）に、関東守伊藤氏に仕官し、代官を勤め、越巻・大間野・七左衛門の名を冠して開発した。以後、政連・政信と続き伊藤氏が改易になると、仕えだとみられる。屋敷の周囲には水堀がめぐり、付近にはない清流があり、子孫が生む間に「賀」の字があつられた。

越谷市の市街地の北側面は、元荒川の堤防上に屋敷が造られていた。会田七左衛門改重は天正九年（一五八一）に生れ、会田出羽屋久の養子となつた。三歳にしてこの政連は成人の後、この屋敷に分家を創設した。元和元年（一六一五）に、関東守伊藤氏に仕官し、代官を勤め、越巻・大間野・七左衛門の名を冠して開発した。以後、政連・政信と続き伊藤氏が改易になると、仕えだとみられる。屋敷の周囲には水堀がめぐり、付近にはない清流があり、子孫が生む間に「賀」の字があつられた。

賀清の子賀久も北条氏に仕えていたが、天正十八年（一五九〇）に北条氏没落後は越谷に隠居した。一方、徳川家康は関東入臣後、各地で放謫を行なつたが、賀清の一部を割いて越谷御殿の敷地を提供した。そのため家康・秀忠はしばしばここを訪れた。また、同十五年には屋敷地として相模一町歩を与えられた。

賀久の子庄七郎賀勝は将軍秀忠が越谷御殿を訪れた時、召され、小姓となり幕臣に登用され、その子賀信は埼玉郡内で五百石を与えられ以後、幕末に至った。

この屋敷跡から中世の販石塔婆が発見されており、中世豪族の居館地にこの屋敷が造られたものとみられる。

## 会田出羽屋敷

379



166 会田七左衛門屋敷の水堀

会田七左衛門屋敷  
（元・十三世紀頃の水堀と越谷の水堀を改修）

（北埼玉郡飯能町 金井牛廢館）の敷地内に「KOP」のモニュメント  
（北埼玉郡飯能町 金井牛廢館）の敷地内に「KOP」のモニュメント  
（北埼玉郡飯能町 金井牛廢館）の敷地内に「KOP」のモニュメント

越谷市の旧市街地は元荒川の自然堤防上に形成された宿場  
より、その北東端の元荒川の蛇行する堤防に御殿は造られた。

遠山家康は関東入国後各地で放逐をしたが、慶長九年の越  
谷での放逐のおり、現在の越谷市増下にあった御殿館を越谷  
宿の金田出羽守久重の一部に移し御殿などを造らせし、通  
野藤左衛門に勤番を命じた。家康はしばしば落合を行ない、  
ここに宿泊した。また、二代将軍秀忠もしばしば訪れている。

明暦三年（一六五七）の大戸城本丸・二の丸が焼失し

た時、越谷御殿は江戸城三の丸に移築され將軍の居所になっ

た。跡地（一八〇メートル）はその後、農地になった。

なお、この土地から建長元年（一一四九）貞和三年（正平  
二・一三四七）寛正六年（一四六五）などと銘のある坂石塔婆  
が出土しているので、越谷ではもうとも洪水の被害の少なか  
った自然堤防上の地点であるとされる。したがって、こ  
こには、鎌倉時代からの豪族の館宅があり、その地に金田出  
羽家が居住していたものであろう。文政もこの立地の良さに  
目をつけ、越谷御殿を造らせたものと思われる。この文族は

大河戸町は埼玉県の東端にあり、利根川・渡良瀬川によって形成された冲積低  
地にある。大河戸には古利根川の自然堤防があり、光嚴寺（県指定文化財の仮  
石塔婆等依化塔がある）の西の神明社（小字神明）あたりは自然堤防の中でも一  
段と高い所である。これが大河戸氏館の跡ではないかといわれている。

大河戸氏は早村門が起こした承平・天慶の乱を率・定した藤原秀郷の系統であ  
るといわれている。鎌倉時代の名族下河辺氏・小山氏と同族である。伊勢神宮  
廟の埼玉郡大河戸御殿の庄官であり、この御殿を本拠地とした。

治承五年（太平元、一一八一）二月十八日、大河戸太郎広行・同弟次郎秀行  
(清久氏)・同三郎行元(高經氏)・四郎貞平(義成氏)の四兄弟は三浦義豊に伴わ  
れ、源頼朝のもとへ謁候した。頼朝は四兄弟に勇士の名があると歎心した。  
『吾妻鏡』にはこれを初見として大河戸氏を敗見する。彼らの父下総守重行  
(行方、号大河戸、母秋父太郎重郷女)は平家討たれたので、伊豆守經頼へ配  
流されたが、許され、召還の途中、御宿のたら死亡した。この重行が大河戸氏  
の祖である。

庄官は元治元年（一一八四）の二月廿日被り、御殿前に従う十七人の武将の中  
に選ばれて、『かだ』三家連討のため三浦守義豊が御宿へ赴く時、その武将  
としてもみえる。広行は三浦守義豊の女を娶ることとなり、有力な河内人に成長  
したことわかる。

その後、大河戸氏は大河戸太郎重行（正治元年＝一一〇〇）、生駒親への狩獵の  
供、大河戸小四郎・同六郎（承久三年＝一一〇一）、承久の亂の際に信玄討伐で討  
死、大河戸良部太郎・良部大夫信義（承久元年＝一一三八、大河戸御殿所の領主  
の先祖に民部太郎が、水干を殺した十六人の中に良部大夫がみえる）、大河戸民  
部大夫信義（寛元二年＝一一四四）、越後八幡宮の祭主に任命する（其後五位六  
位の布衣下括の者の中にみえる）、大河戸兵衛太郎（正治二年＝一一五八、将軍  
家の二所進免への行列に、後醍醐天皇騎の中央に、六門戸兵衛尉分子良とみえ  
る）らを出している。

大河戸氏は、いよいよ有力な豪族に成長したが、正治二年以後は不聞になる。  
おそらく新恩給付の地へ移ったのであろう。

一族の高柳氏(三郎行元の系統)は陸奥国吉城郡に住し、南朝方にして北島頭家に従つてゐる。また、清久氏は阿波國へ移つてゐる。

## 大川戸陣屋御殿

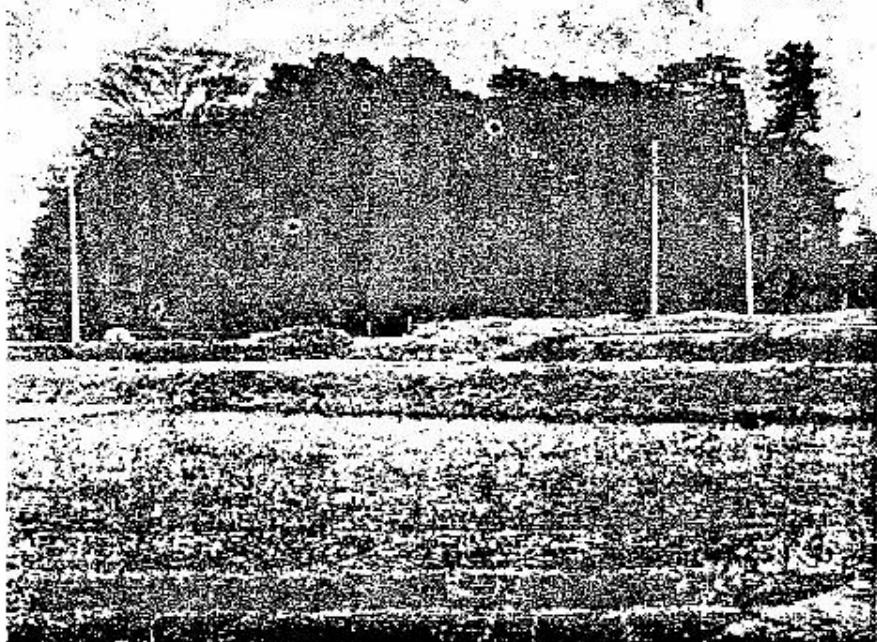
417

古河藩領郡松伏町大川戸字新田 そのまゝ、おお川戸と申す。一六〇〇年、伊達忠宗守忠次、おもて城を築き、その代り、五日市を、(5)「新田御殿」(新田陣屋)と名づけた。現在は、古文書の記述

大川戸は松伏町の西北部にあり、庄内吉田と古利根川に挟まれた土地である。陣屋は旧渡良瀬川と旧利根川によつて形成された自然堤防上にあり、春日都市と接壤している。

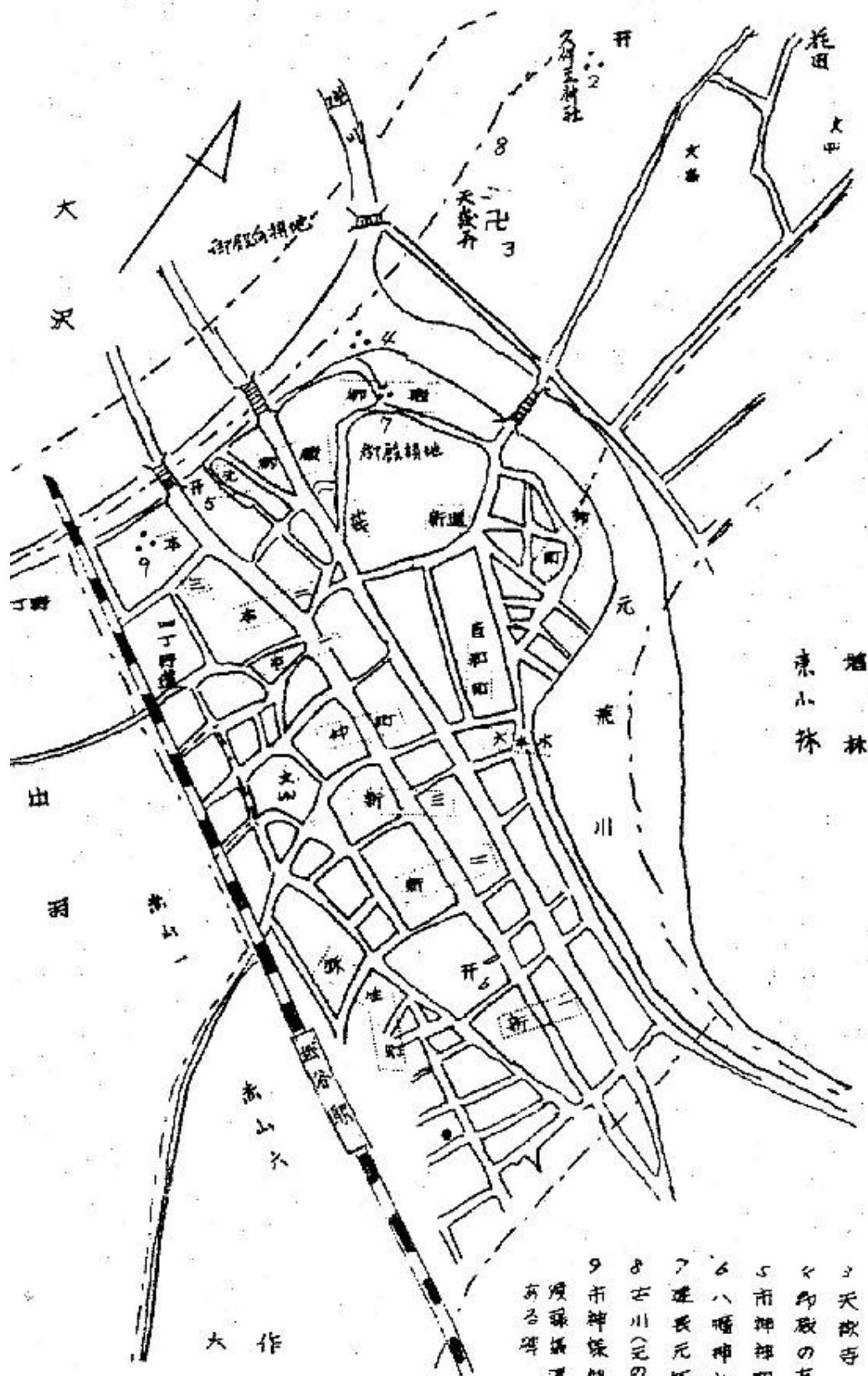
慶長五年(一六〇〇)、吉川家康は会津の上杉景勝を討とうとして下野小山に陣を進めたが、越後方の石田三成が举兵したとの報に接し江戸に引き返した。その途次、当所に陣屋御殿を構築する。伊達忠次に命じ坪割書を手渡した。忠次は代官杉浦五郎右衛門定政を晴原に当たらせ、短時日で竣工させた。ついで同十三年頃、伊奈忠次との取計いにより杉浦氏が居住するようになつた。星数の周囲には幅二二一三六日の堀がめぐらされていた。

現在、屋敷内の西南に東照宮(比高三丈)が祀られている。ここに文明三年(一四七一)の板石塔婆ほか二基がある。なお、陣屋をこのように短時日で構築できたのは、土塁の居館を改造したからとみられる。また急いで造られたのは、石田三成との決戦を前提に、江戸の北方の越後方(常陸の佐竹義宣、会津の上杉景勝ら)の侵攻に備えたものと考えられる。



180 大川戸陣屋御殿

# 越谷市の史蹟と傳説



△久伊豆牌明

△平田屋嵐

△天鼓寺

△市神御社

△八幡神社

ア 連長元年(1650)の發碑

オ 川(元の元荒の流)

タ 市神御社  
漫録攝連に關係のある碑

# 増林地圖

## (1) 林泉寺

淨土宗林泉寺（福井上組）は今から約五百年前、文正元年本尊上人が開山。本尊は三尊の菩薩。此度篤に懇心の作れる跡跡をまつてある。現在住職は三十一代木村宣範氏である。

明和二年三月十五日、桂巒上人の筆による田牌帳は、「林泉寺開基者、貞和二年丙戌年当ご亥辰三日〇年、古ノ院首の別當にて、平賀と聞伝三申候、莫時代三年第には正徳首の御牒に記し有り文正元年丙寅年にて上人地どみり前之治丘工門先の方に往古の御寺の跡なり當時上人寺と改め開山本尊上人正林良輔和尚長慶丙未年三月十五日安す」と述べている。

開山前百年頃、當時門前のお左工門へ規模本助右工門氏（星穂へ綱吉手地所台帳）にオイノルを持った白衣の行者が此地に誕生を安置したのが寺のはじまりらしい。寺の古文書や記録によると、この時の発展は比叡の慈武君が性を善き僧林に土着し教化を播むようになつた。

これを先祖としているのが、開基家や宮川家である。二の土地の者は誕生を熱心に信仰し、土地などを寄付し次第に寺が発展して来たのである。境内六千四百坪の太い石垣となり、薬師堂、経蔵堂、不動堂が次々と建立され

た。このよう本寺の形態は其言実の寺院であるので、最初からの寺工系ではあるく恐らく總川時代の延宝年間に改宗されたのであろう。總川の封主御賜の建立、幕府の承認による施家制度は京本に信仰心を強め、寺に対する寄附なども多大になされた。当寺は八代將軍吉宗の享和から宝曆年間に本堂（享保元年）、鐘鼓堂（享保三年）が建立され、觀音堂が新築されたのである。本堂の大きさは九間四面、現に存する朱塗の門は、当時の金七十両で建てられたと過去帳の余白に記入され、又天火等も詳細に記録されている。



胸止めの旗（林泉寺）

おひな祭りの際  
おひなさん  
おひなさん

(3) 薩摩井戸

当山に立寄りし家車に茶を接待した。その木は汲入といわれぐる井戸を薩摩井戸と呼んでいた。現在は水が枯れぐる井戸から八十年間古井戸は露出してしまった。写真にあるように「薩摩井戸」の跡は、櫻本美藏書と記されている記念碑が木村良輔、櫻本益雄、櫻本益雄の名氏の跡附によつて建てられていた。その裏面には櫻本益雄氏が田舎を起してゐる。

由来記

聞ク慶長中東照公鷹狩ヲ以テ東武ノ野ニ来ルヤ毎ニ当山ニ憩ニテ是ノ井ニ湯ムヲ飲トナセリト宋和元年七月某ニ國中ノ志丈寺ニ至ラ泉ム内千嵐山第十三世本村良能師ニ元ス泉冥ノ跡ツノ泉ヲ櫻本美藏が港田正文氏之ヲ購り其二采ニ詔え求ム因テ號シテ薩摩井戸ト呼ば歟ア公ノ御室ニ奉參タルヲ勤シテ後昆ニ伝フ

昭和十二年三月

正林山放寢寺傳代櫻本益雄撰文并書

越谷御殿

城ヶ谷地区

奥寺に立寄り、駒を繋いだといわれる木の木がある。これを駒止めの旗と呼ぶ。写真に見られるように此地域では見られないよう立派なもので関東一の木である。霞谷市文化財の指定の候補にはつてしまふ。



薩摩井戸（林家寺）

(2) 駒止めの旗

さきの小田原城のせ小氏を側に全国統一し、家康が江戸城に入つた翌年、天正十九年、徳川の承認、隣家の親類、野邊へ駒持りし等を兼ねてこの地に來り、この時林家寺に立寄りし家車に茶を接待した。その木は駒止めの旗とよく言われるのですか、全くなんの跡のたなぐ、確實に一つ見たに過ぎないのです。私正承認的に駒じていました。ところが、今度の調査の結果はつきりと御殿のあつたことを察りました。

先づ文久元年の頃の調査かと思われる町並を思ふすと、御殿下道と「御殿御表通り」といひた道があり。

### 御殿御表通り六歩

石井殿在前植林有之、慶應九年算、右村御殿ヶ名

町引申候、御三代櫻店者、御成員又候、御遠大

御遠大御櫻院之後明醫三西耳江戸大火事而御成

御遠大之御櫻院引申候

一回記より

又別の記録には、御土研究號)

鶴川家康が、越ヶ谷へ舊狩りに來られた時、会

田出羽の重綱に小休したところ、非常に丸形の

にかかるため、この地を望まれた(そこが聖

聖共二の地を歎上した。而して、その地に御殿

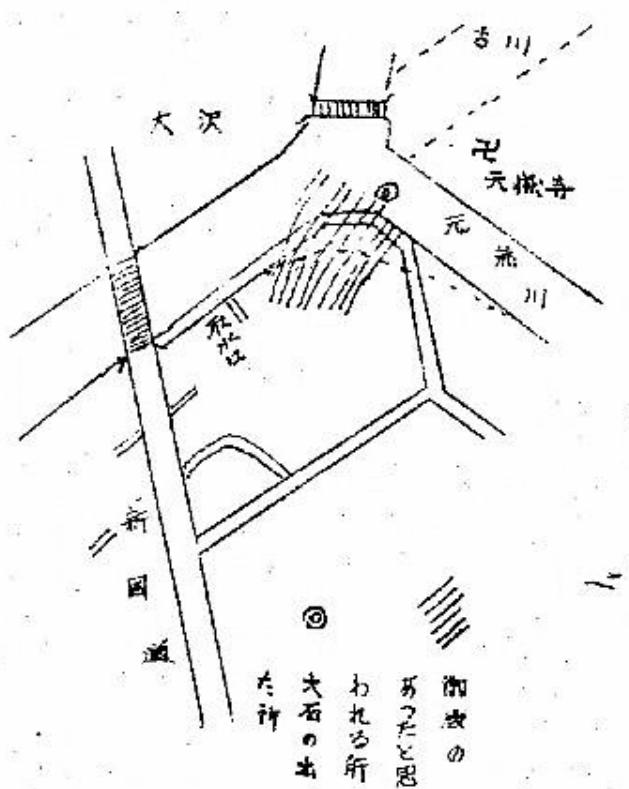
九等へ一大の田し鶴林村にあつた御殿を移した

とあり、岩波文庫「千葉田城」三十七葉を思ふと

二ノ丸の城金明善三年落成、越ヶ谷の別邸へ想

て、御殿して移したるが、文久六年頃が焼失す。

ここまで尋ねて見ますと、全くその信憑の程は用うかで  
す。その上に、この方面について色々なことを知つて、い  
らつしやお方々のお話をききました、御殿を使つていた  
豊臣の政宗が近への社に訪めてあったのを御意になつ  
たといつておられました。又大正十三年の元荒川改修の  
時、御殿の非常に大きな礫石が、六日營撫されたという



す、それに、旗ヶ谷御殿は、もとは植林にあつたものと  
されますが、事實そのあたりの地名は現在も城上  
へしろのうえしと言らざうです。

この御殿は、桜園書括りの時のお休み所として、本成  
りがたびたびあつたようびす。又奥州の大名の参勤交代  
が、ここまで出来しく送り迎えたこどもあつたようびす。  
その場所は、種石の発掘などから看えて、次の因によ  
うに、鶴川の元荒川へ流れ出したあたりの川の真中より  
御殿へかけらしむす・草流場の石か?

## 大相模真大山大聖寺（不動院）

大相模真大山大聖寺（不動院）

傳起さ史東と黒船しながら踏めろど次力ようである。

武州大相模不動明王浦坂に由れば古來伝えられた傳起  
があつたが寛文中十余事を記載したので人故にこいつには、良弁が相模大山古不動明王一尺七寸の像を創んだ。  
傍若に斬頭わせてこの如までくると應に善くなつたので

「有様の地に」とした。又云う、不動明王は根先二体  
を刻んじるものである。延喜年中 この地に「異稱あつて

毎日元荒川の水で沐浴し不動明王を崇敬して日々で、  
不動輪」といわれていた。吉州大山に参詣する年に  
十数回、一朝、山伏がきていうのには「潜つてきた」の  
様は相模大山古良弁が刻まれたものだ。といて突然と

消えた。痛はこゝで、一字を遺つて像を安置したり又外  
縁とは相模大山に参詣の用意山中にて人のうめき声  
にあつたので車むらを分け入つたところ一體の像があつ  
たのでこれを掠り安置したという。いづれにしても相

本尊不動明王については伝説ではあるが、昭和七年、  
文部省彌陀村田元氏らが作成した感應によれば「良弁の  
作とはいへ造りも同時代のものとみて差支え難いだろ  
う」記録では良弁は大山以東には未だいなことになつ  
てゐる。

天文の初め城主大内本尊を造み武江某の家に宿したと  
ころ、家屋鳴動して止まず、驚き起びて窓を返した。その  
後夜事あれは鳴動すること少く家鳴不動といわれるよう  
になつた。天文、弘治、永祿、元慶の間、岩村城主太田  
清正及び北条氏繁宗信し費施して厄除けにしたことは元  
龜三年二月の氏繁の「延々」によつて明らかであり東方が  
奉詔御度使用した珠数が保存されている。

（大相模不動明王跡歴代と  
その名前）（元貞）

元相模不動明王跡	武田信玄正徳院
武田信玄正徳院	高麗使鑑
高麗使鑑	（元貞）
（元貞）	（元貞）
（元貞）	（元貞）

天正十二年 沙門定年（尼州の根来寺性慈法門の弟子）  
がこの寺を立派にして地蔵を建築した。從ふこの時  
七重地蔵が整つたと思われる。

家康が遊獵の折鹿伏は起ぬ不動の語をしたところいた  
く感激して水田六拾石を与え、大聖寺と号した。これ  
は宝慶入國の翌年にして天正十九年十一月である。この  
時と同じく樂内の神社牌額に本地を寄進してしるの  
その数は神社に比して寺院が過かに多く百九ヶ寺に達し  
た。近郷の十石以上の主要寺院

大拾石 新義真言宗 大空寺不動堂

十五石 海土宗

天藏寺

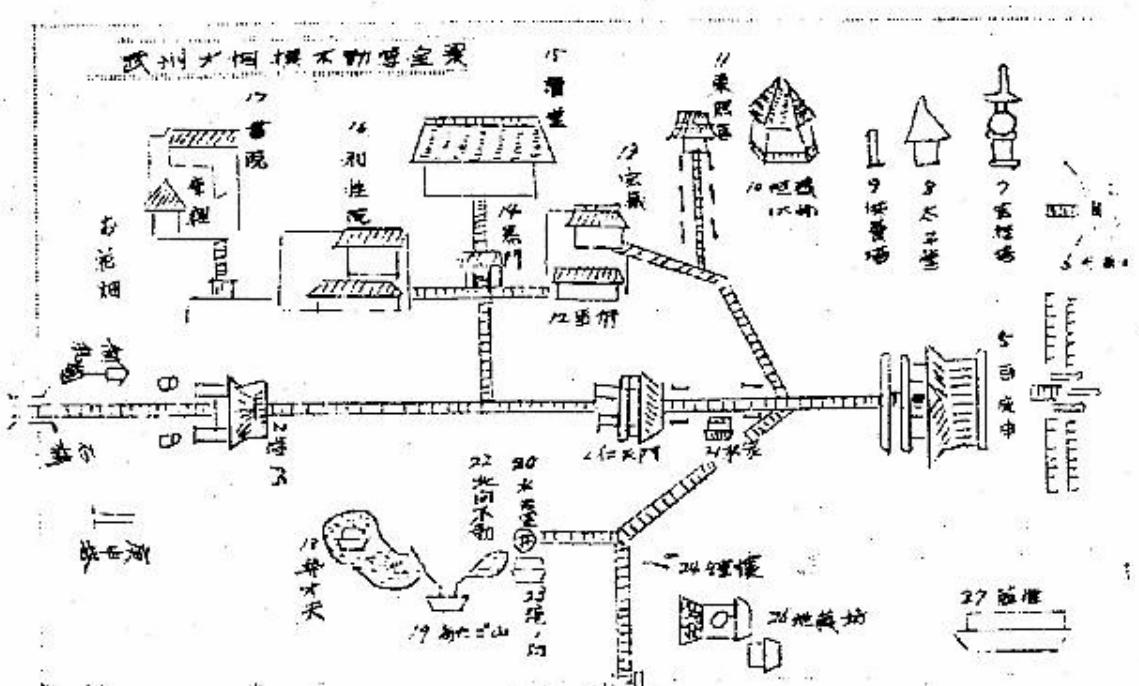
筋方村  
飛ケ谷

十六石 潤土宗

圓音寺

鬼田町村

又江戸城の方角からすると恩門にあたるところから、  
僧大口口を与えた。即ち末寺のことをさせ、次の丘寺が近寺と  
であつた。支養院（大正六年境内に移転し現在は草壁とな  
る）福寿院（明治四十三年分解）智勝院・持院、東  
光院（廢寺）、慶長五年六月徳川家康は大野小山に上る際  
勝を攻めていた時に、石田三成近江に兵を率ぐるとの江  
戸の便りに驚き、伊豆江戸へ帰らんとしたが、福寿院く持院  
に宿した。家康は一刀を抜いて我勝折領され、刀を立ぐ  
刀の子（子孫）がう西に倒れれば西軍（石田）の負け東に倒  
れれば東軍（徳川）の負けとしたところ刀は西に倒れた  
ひう。後にこの刀を寺宝として東照宮建立の御御神体と  
のちにこの刀を寺宝として東照宮建立の御御神体とい  
した。かくして慶長五年秋九月十五日家康は圆ケ原の  
戦で大勝を收めた。この以後当時では慶長四年四月を大勝  
とし相模を繼すならわしかった。尚御開帳は西軍として  
いる。



●此は御用番所

●御西門

●恩寺、茶店、大木老院（門前町の楓葉院）

●白は光明灯

●通称の大木とは正様からず。

●境内園正及び北、北は大木立交えた うつぞう  
おお木林。

ノ制札ヲ保四軍に設けたものか在室の上に立べた所  
である。制札とは廢札樂札ともいひ葉止半額、或はく印  
象に告示することを目的とし多く大祭の様式をとつて  
いた。大書は一所書であり、實際は大札に書いて奉社の  
門前や人の集まる場所に掲げたものである。室町中期から  
幕府の発した禁札の制札には各式或大体一定して来てお  
り江戸時代の禁札は三ヶ条に限定され、これより  
先古寺にゆく次の制札がきてしものと思ふを書じておへた。

禁制

一 暫戒口輪玉串

二 桦實狼狽之事

三 開敷法度之事

天正十四年正月十八日

諸事又ハ詔

大相撲不動坊

ノ 蓼門 下勧地ヒカわれた初期には小さな門であった  
と思われるが記録がない。当時廿三世の住木輝政が頼朝  
十方の答書の附文を得て文化元年十二月間、壯大な施門  
を建立した。後藤永元耳へ四十石を差しに大破したの  
で三十世信則比丘尼く有志に開興し屋根を組板葺にして  
せ不朽と想いの外明治十三年へ三十日早速屋上に再興す  
破したのを西方衆方見田方三村方は施耐五十余年一  
相撲し愚鷹世話方の盡力で八百貫の津財を納得し明治  
ましい落成をいたことは余計は精力あることとなつても主

十七年に至り修造後再び落成したのである。額字「真  
大山」は白河柴翁の筆である。

3. 仁天門 奉保四軍頃建立 画根

は承

西側に施國、毘沙門の二天

門懐を安置した

塔上に十六臂薬叉あり

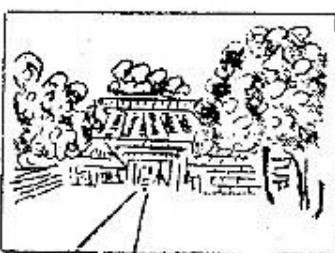
天國席をめぐらす

明治二十九年十月

(仁九日) 時内へ門前町を構子の山城

湯屋へ賑湯しより火災を生じ近所ナ

七軒を焼きつくし更に飛ひ火によつて



在天門の茅葺根に火が移り全焼した。この時神像の眼が

留るであるといわれて、いたのは太助坊の塔に乞食附生と

いわれる人々が食客として多數宿泊していた中の一人し

は火中に寝てこゝだが遂に焼死してしまつた。

久、本堂 開山の御は天平勝宝二年といわれ能く不動坊

次いで不動院大聖寺と呼ぶ名が立ちにつれ本堂の建築は  
頗る壯大とぞ加えといつた。本尊は武舟作といわれる一  
丈七寸の白木像で秘佛として人に示さなかつた。この前

に妙註の刻んだ一尺三寸の立像を安置した。明治二十九

年六月十六日折からの南風に本堂回廊下附宜より大火し

二日三度焼え焼けた慙栗としもの大建築も土台石のみ存

在して灰となつた。大勢力蒙因につひて、三つ禮ある

か何れも確定的をない。大本で本、は焼け残る分のみを

ましい落成をいたことは余計は精力あることとなつても主

つた。

さてこの火災は延間となるのは本寺の二〇四年より始めて、火と同時に死んだ人一死亡した人の對手と謂ふるが少しだけ、一体しかなかったのでこれが本寺であろうと云われた。しかし此の時御本尊は他にあつたので難を逃れたのは不運中の幸であった。相澤助生殿が大正十二年に画題すべく寺の妻を再現した設計図を作りこの計画は九月三十日に許可がありたが翌日大震災にあい廢止となつてしまつた。鬼舞彌十一大三

5. 百度申へ庚申瘤と百方脚の須参照し度矢町の木造より奥北五間離れて中央に一丈余の庚申塔それより左石にニ枚づつ百度申を並べてあつた。明治四十三年の水害で倒壊の元飛川土手に土俵かわりに用ひた後現在したものと美め現在は東門西側に立んである。

6. 天狗山 現在裏山でもつとも高く三本はある丘がある。天狗山諸寺に多く見られる大きな石像である。想

在一本山から引の石壁があるその上に建つていたものを火災復興本堂東側にかたしてある。

8. 太子堂 駒形太子を祀つてある。

9. 興善塔 詳細なうす

10. 興福寺 大師堂(此塔寺多慶と同形にして一切教へ教説の總集本懸らて大師圓頂裏門に本堂本堂前二層うこを設めた。

11. 東照宮 延長五年六月上杉景勝の所蔵本堂

つて大師堂に太刀を納めし譲故によりその太刀を神体として東照宮祠へ差てられ延宝六年七月将軍家綱より當時御内金洋銀金を得て家綱を再連し新たに木像を彫刻して安置した。大力は豪の放の姿に納つてして豪傑である。

12. 藤原 寺内の火災 通鑑等の警備塔

13. 宝藏 寺宝の宝庫である火焚の時多貴達が出し切門東側に置いたが多貴遠(保國の名目)としてしまつた。

14. 黒門 黒塗りのためこの名あり 大火をまぬかれた現在車籠に通する赤屋根の門

15. 菩生 本堂に次ぐ大建築で数百人安寧された。

16. 利性院 大聖寺の末寺

17. 曹院並びに座裡

18. 美女檀子へ井天様の二とし今も寺中にあり

19. 蓬尾山

20. 水桶里井戸 文化年間に掘り水が滲き出でいた。被

災されて古井戸同然。

21. 水家 手洗水さ木桶里井戸の水を使用

22. 清ノ坊 断壁塗ともいわれ木桶里井戸の新我林落し

た後この坊を修業した。

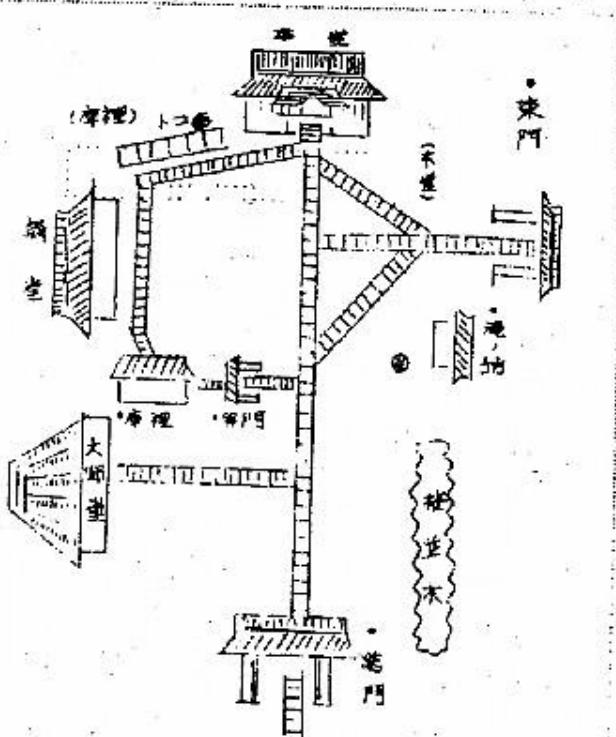
23. 北向不動 三木に大井戸壁上から窓下し北向のためこの名あり。

寺、鐘楼 大平洋戦争で焼造ニ西寧以内の鐘は搬出を命ぜられた。本寺の場合には鐘の塔に土れ、延慶軍閥に鍛造したものと明治三年へ今さへも四年前に西寧に搬出されたとあるため搬出させられた。明和三年西寧造の時にはその前何年かに渡つて参詣者の多くが袋飾品を寄附させられたり共に鍛たものである。尚鍾はその土壇で鍛造する慣習があつて本寺の場合も境内に多量の泥が埋没してある間或がその特徴現象と思われる。

同故か見田方の淨音寺の鐘も明和三年であつた。

- 25 東門 火災をまぬかれた、門前より西川並へ説く
  - 26 地藏堂 地藏堂とも呼ばれる地藏殿を安置す
  - 27 薬堂 道末の多々薬草の看護さん等の愈松頭等、に使用された。
  - 28 蓼門 鎌車を竹形の木門で大正四年新築めざさるまでさ川行の馬車の荷物解であり、そこから元荒川の橋を渡つて樹林へ通く。
- 蓋失により鎌車ハテックを作り大正十二年六月一日旅は次の図のようであつた。

印は消失せよとされた建物、但し廢墟は南門西側にあつたもの。  
本堂はトラン蓄、阿堂は本寺の空堂院を移設、大師堂は四角の塔院を西入、塔は現在の建物。



## 終りに

以上、徳川家康と越谷との関係は、家康ご入国の当初の情勢から、関ヶ原の合戦勝利により天下統一、幕府開設、將軍職を譲り、大坂の役により豊臣氏滅亡と、徳川家の老家の変貌にもとづき、越谷地方も小田原北条体勢の崩壊、徳川新体制下の秩序の再編制、江戸中心の交通路と宿駅制度、治水により河川流路の変更、兵農分離による身分制度等々目まぐるしく中世から近世へと変貌する中で、陣屋・御茶屋・御殿等の必要性そして廃止・移転、宿駅の開設・新道開設、地方土豪の支配から徳川直割支配への移行により新御取立層の定着等々、時代背景が理解出来た事と思います。

越谷における徳川家康との関係有る物を記すと。

1. 越ヶ谷御殿跡、2. 御守殿跡御見捨地四畝二十六歩、3. 御殿番小杉藤左衛門尉景房の墓（天嶽寺無縁仏）。
4. 拝領御馬駕・達首之御旗・御紋附御団扇・東照宮御筆鷄之御絵（足立区保木間吉岡家蔵）、5. 伊奈備前守書判印形の差添状（越ヶ谷本町小島才輔氏蔵）、6. 駒止の旗・権現の井戸・御茶屋御殿境内記の石杭（増林林泉寺）、9. 御放鷹坂橋跡（大聖寺裏渡跡）、10. 家康御泊刻の寝巻・拝領御太刀・東照宮（大相模大聖寺）、13. 拝領信国銘短刀（瓦曾根中村彦左衛門家蔵）、14. 小金城主三万石徳川（武田）信吉の母秋山夫人の一族秋山家（瓦曾根秋山家他二家）、15. 大川戸陣屋坪訓書家康直筆（大川戸杉浦家蔵）、16. 家康拝領御太刀無銘（下赤岩三田崎）

- 新入家表
1. 御守殿跡御見捨地四畝二十六歩、現在の所同番地に比定出来る番地が見当らぬ為確定出来ぬ尽となつてしまつたか？
  2. 10頁上二十四行、「宇都宮御座之節、御忍道御案内仕被下仰付御供仕、其節森川・会田出羽・久世一所御用相勤」と有りますが、お忍道の事実と時期の確認が出来ず今の所不明である。
- 私、郷土研究会に入会以来十七年、この間に発見したものがや解明したものと記すと。
1. 古志賀谷次郎為基の系図発見、古志賀谷氏そのものの発見となり越谷市史に記載された。
  2. 文和二年の板碑、越ヶ谷新町二、八幡神社の御神体古志賀谷氏のもので北朝方に味方した事が解る。
  3. 御殿表通御門見通し・御殿下通り道の発見
  4. ハツ塚、三田方境と飯島境にあつたハツ塚の解説。
  5. 御殿番小杉藤左衛門尉景房の墓を発見。
  6. 越谷会田出羽家の出自。長野県東筑摩郡四賀村字会田（会田郷三千貫文）虚空山城他六城の城主で武田の東筑摩侵攻の為落城し落居す。
- 以上を持ちましてこの講を終りますが、話下手と筋書の配列が悪い為、お解り難い所が多々有つた事と思いますが、皆様方の御理解によりまして御寛怒下されます

参考資料

越谷市史

越谷市史 続史料編

新編武藏風土記稿

越谷市の史蹟と伝説

日本城郭全集

関東郡代

越谷御殿と越谷会田家の研究

筆本間著者清利著

主日発表時催者

越谷市郷土研究会  
昭和五十九年五月二十七日  
越谷市崎善司  
越谷市弥生町十二の七  
サビス会印刷所